

第 1 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 2 年 8 月 31 日（月） 14：00～17：00

場所：NTT データ経営研究所（Web 会議と併用開催）

1. 開会挨拶
2. 委員のご紹介
3. 座長及び副座長の選出
4. 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について
 - （1）議論の前提となる背景情報の提供
 - （2）次期戦略の構成案
 - （3）次期戦略に追加する主な論点
5. 連絡事項等
6. 閉会挨拶

<資料>

資料 1 議事次第

資料 2 検討会委員名簿

資料 3 農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について

参考資料 生物多様性を取り巻く状況

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
井村 辰二郎	公益社団法人 日本農業法人協会 副会長、有機栽培農家
大津 愛梨	O2Farm 6 次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
大場 あい	毎日新聞社 科学環境部 記者
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
河口 真理子	不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐 (ESG・市場価値創造担当)、立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
菊池 紳	いきもの株式会社 創業者・代表取締役
西野 司	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部长
橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科 (東京大学未来ビジョン研究センター兼任) 准教授
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 執行役員 組織推進本部 本部長
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
森井 茂夫	日本水産株式会社 CSR 部 部長
涌井 史郎	東京都市大学特別教授
(臨時委員)	必要に応じて随時

(敬称略、50 音順)

事務局説明資料

農林水産省生物多様性戦略の改定方針案について

1. 議論事項と進め方

(1) 検討事項

- ・ 次期戦略の構成案について
- ・ 次期戦略に追加する主な論点について

(2) 進め方

- ・ 議論の前提となる情報の提供と (1) にかかる事務局案の説明
- ・ (1) について議論
- ・ 座長より総括

2. 議論の前提となる情報の提供

全体構成

- (1) 農林水産省生物多様性戦略のこれまでの変遷
- (2) ポスト2020生物多様性枠組関連の全体スケジュール
- (3) 生物多様性に関連する主な国際動向
- (4) 生物多様性国家戦略改定の動向
- (5) 農林水産省生物多様性戦略の改定の動向

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(1) 農林水産省生物多様性戦略のこれまでの変遷

農林水産省は、平成19年7月「農林水産省生物多様性戦略」を策定。省としての戦略を示すものとして、独自に策定。

平成24年2月改定版では、COP10の決議や東日本大震災での被災等を踏まえた施策を推進。

農林水産省生物多様性戦略（平成19年7月策定）の概要



【基本的な方針】

- 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進
- 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進
- 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進
- 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

第3次生物多様性国家戦略、COP10での取組のPR

平成24年2月改定版の概要

COP10の成果等を踏まえ、農林水産省生物多様性戦略(平成19年7月策定)を見直し、農林水産省における生物多様性に関する取組を推進する

<戦略見直しの背景>

国内の動き

- 生物多様性に対する関心の高まり
- 生物多様性基本法(平成20年6月)、生物多様性地域連携促進法(平成22年12月)等の制定

平成23年3月11日 東日本大震災発生

国際的な動き

平成22年10月COP10及びMOP5開催(名古屋)

- 遺伝資源の利用や利益配分に関する「名古屋議定書」、「戦略計画2011-2020:愛知目標」、湿地としての水田の重要性にふれた「農業の生物多様性」の決議、カルタヘナ議定書の責任および救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」等が採択
- TEEB(生態系と生物多様性の経済学)の公表:農林水産省を含めた生物多様性に関する活動の経済的評価についての重要性を認識

<見直しのポイント>

- 生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業や、それを支える農山漁村の活性化のさらなる推進
- 「戦略計画2011-2020:愛知目標」や「農業の生物多様性」等、COP10の決議を踏まえた施策を推進
- 生物多様性における農林水産省の役割の経済的評価のための検討に着手
- 甚大な被害を受けた地域で、持続可能な農林水産業を復興させることで生物多様性の保全に寄与

○田園地帯・里地里山の保全

- ・環境保全型農業直接支払い(23年度〜)による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援
- ・生物多様性地域連携促進法(23年10月1日施行)等を踏まえた多様な主体による取組の推進

○森林の保全

- ・森林・林業基本計画(23年7月策定)を踏まえた、適切な間伐等の実施や多様な森林づくりの推進
- ・優れた自然環境を有する森林の保全・管理を推進
- ・森林生態系の不確実性を踏まえた順応的な森林管理を推進(森林生態系のモニタリングを実施)

○里海・海洋の保全

- ・資源管理・漁業所得補償対策の下、休漁、漁具・漁法の規制等の資源管理の取組を推進
- ・生物多様性の保全と持続的利用のため海洋保護区の管理・設定を適切に推進
- ・生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備

○農林水産分野における地球環境保全への貢献:IPBES等、生物多様性に関する国際的な議論への参加

○農林水産省の生物多様性の評価:農林水産省の生物多様性指標の開発や、農林水産分野における生物多様性の経済的評価の検討

○東日本大震災からの復興と生物多様性:農地、森林、漁場等の復興及び持続可能な農林水産業の復興

【追加された視点】

- 生物多様性基本法(平成20年)、生物多様性地域連携促進法(平成22年)
- COP10及びMOP5の決議等(平成22年)
- IPBES等生物多様性に関する国際的な議論への参加
- 東日本大震災(平成23年)からの復興

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(2) ポスト2020生物多様性枠組関連の全体スケジュール

2021年5月に開催予定のCOP15に向け、締約国による公開ワーキンググループ（OEWG）や地域別ワークショップが開催されている。

2010	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を名古屋で開催 ➤ 愛知目標(戦略計画2011－2020)採択 ➤ 名古屋議定書採択
2012	国家戦略2012-2020を閣議決定
2018	COP14(エジプト:シャルム・エル・シェイク) 新たな目標(「ポスト2020目標」)の検討プロセスを採択
2019	IPBES第7回総会(フランス:パリ) 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント政策決定者向け要約の承認
2020	ポスト2020目標の検討プロセス ・ 公開ワーキンググループ(OEWG:①2019/8ナイロビ、②2020/2ローマ、③(時期未定)カリ) ・ 地域別ワークショップ(アジア太平洋地域ワークショップを1月に名古屋で開催) ・ テーマ別ワークショップ ・ パートナー組織による会合(ランドスケープアプローチに関する専門家テーマ別ワークショップを9月に熊本で開催) ・ 文書での意見募集(日本からこれまで4回提出) ・ 条約補助機関会合(2019/11:SBSTTA23、2020/11:SBSTTA24・SBI3) 等
2021	愛知目標の最終評価(GB05)
	COP15(中国・昆明):ポスト2020目標の採択及び関連する実施手段の検討 (2021年5月開催予定)
	次期国家戦略の策定

国連生物多様性の10年

出典：第10回国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）資料（令和2年6月 環境省）に加筆修正

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(3) 生物多様性に関連する主な国際動向 ① 生物多様性条約締約国会議の歩み

COP10では、「目標7：農業等が持続可能に管理」など20の個別目標（愛知目標）をとりまとめ。
COP13では、農林水産業において生物多様性の主流化にむけた行動をとることが国際合意化。

＜COP10からCOP14までの流れ＞

【COP10】 平成22年
10/18～29 名古屋市

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標） 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、2010年に名古屋で開催）で採択された、2011年以降の世界目標

■ 長期目標（Vision）＜2050年＞

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission）＜2020年＞

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に紐づけられる。
目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

資料：環境省

出典：「生物多様性に関する最近の動向について 2018年2月」環境省

【COP11】
平成24年 10/8～19 ハイデラバード

途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを2015年までに倍増させるという資金動員に関する目標が合意された。

【COP12】
平成26年 10/6～17 平昌

愛知目標の中間レビューが行われるとともに、途上国に対する国際的な資金フローを2倍にすることに一致した。愛知目標の中間レビューが行われ、目標達成に向けて進展はあるものの、今後更なる取組の必要があるとされた。SBIの設立、名古屋議定書とカルタヘナ議定書の両議定書をレビュー対象とすること等が決定された。

【COP13】
平成28年 12/6～17 カンクン

締約国に対し、農林水産業および観光業を含む様々なセクター内および複数のセクターにまたがる主流化に向けて、ステークホルダーの関与により努力を強化するよう強く求めた上で、カテゴリ別に具体的な勧告を含む決定が採択された。

【COP14】
平成30年 11/17～29
シャルム・エル・シェイク

エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における主流化が、生物多様性の損失を食い止め、戦略計画やSDGsの達成にあたり不可欠であることを強調した上で、締約国等に対し、生物多様性の主流化に関する措置を奨励等の決定が採択された。

出典：「生物多様性条約 COP11での決議」「生物多様性条約COP12の主要な決定の概要」「生物多様性条約COP13の主要な決定の概要」「生物多様性条約COP14の主要な決定の概要」環境省 から作成

2. 議論の前提となる背景情報の提供

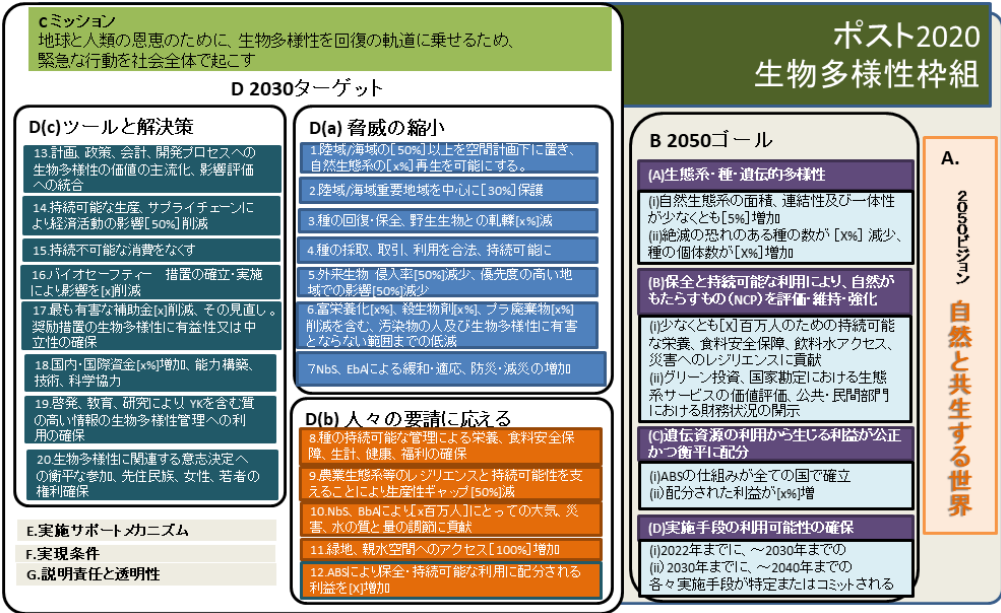
(3) 生物多様性に関連する主な国際動向 ②公開ワーキンググループ（OEWG）

- 生物多様性条約事務局は、COP15に向けてポスト2020生物多様性枠組の議論の進め方と計画内容の両方を先行的に検討するために、**公開ワーキンググループ（Open-ended Working Group on the Post-2020 Global Biodiversity Framework）**を設置。
- 生物多様性条約事務局は、**2020年1月13日にポスト2020生物多様性枠組のゼロドラフト、6月にその改訂版を提示。**
生物多様性の損失要因への対処と、人々の要請への対応が主要論点。
様々な社会課題を解決する手法としての**社会変革（transformative change）**の必要性を指摘
2050年ビジョン「自然との共生（Living in harmony with nature）」は維持しつつ、ビジョンが達成された状態を明確にした**2050年ゴール**を設定し、これに向かう目標として**2030年ゴール**を設定することを検討。

戦略計画2011-2020とポスト2020生物多様性枠組ドラフトの構造の比較

戦略計画2011-2020（現行）	ポスト2020生物多様性枠組（ドラフト）
I 計画の根拠	○イントロダクション（背景、目的等）
II ビジョン	○2050ビジョン ○2030・2050ゴール
III 戦略計画のミッション	○2030ミッション
IV 戦略目標及び愛知目標 ※1 愛知目標はここに含まれる ※2 指標はCOP10では未採択	○2030行動目標 ※D(a)～D(c)の20目標が含まれる
V 実施、モニタリング、レビュー及び評価	○実施サポートメカニズム ※資源動員、能力養成、科学技術協力等が含まれる
VI サポートメカニズム	○実現条件（enabling conditions） ※ジェンダー、人権、先住民、関連条約とのシナジー、パートナーシップ等が含まれる ○説明責任と透明性 ※国家戦略、国別報告、レビューとストックテイク、追加的メカニズム等が含まれる ○アウトリーチ、普及啓発及び理解醸成

ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフトの構造



出典：第2回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年2月 環境省）をもとに作成

出典：Convention on Biological Diversity（CBD）：Draft monitoring framework for the post-2020 global biodiversity framework for review 2020年6月（仮訳）

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(4) 生物多様性国家戦略改定の動向 ①これまでの変遷

- 生物多様性条約締結を受けて策定された生物多様性国家戦略は、これまでに合計5回。
- 2008年の生物多様性基本法制定を受けて法定化。2010年の愛知目標を受けて国別目標を設定。

これまでの生物多様性国家戦略の変遷

1992年: 生物多様性条約の採択

1993年: 生物多様性条約加盟・発効

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

1995年: 生物多様性国家戦略①

条約締結を受けて速やかに策定

2002年: 新生物多様性国家戦略②

3つの危機を提示
自然共生社会の打ち出し

2007年: 第三次生物多様性国家戦略③

地球温暖化による危機の追加
具体的目標・指標を盛り込む

2008年: 生物多様性基本法制定

生物多様性基本法第11条

“政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない”

2010年: 生物多様性国家戦略2010④

生物多様性基本法に基づく
法定計画

2010年: 生物多様性条約第10回締約国会議開催(愛知県名古屋市)

愛知目標(戦略計画2011-2020)の採択

2012年: 生物多様性国家戦略2012-2020⑤

愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

①
生物多様性
国家戦略

- 生物多様性条約締結後速やかに策定。関係省庁が連携し、条約に沿った各々の取組を網羅的に整理。

②
新・生物多様性
国家戦略

- 生物多様性の危機の構造を3つに整理。「自然と共生する社会」構築のための目標を掲げ、限定的な自然保護から国土・社会全体としての取組へ視点を拡大。

③
第三次生物
多様性国家
戦略

- 危機の構造に地球温暖化を追加。「自然共生社会」の実現のための国土の長期的な目標像を提示。行動計画として具体的目標・指標を盛り込んだ。

④
生物多様性
国家戦略
2010

- 2050年までの中長期目標としての自然共生社会、2020年までの短期目標を掲げ、COP10に向けて実施すべき取組を視野に入れて施策の充実が図られた。

⑤
生物多様性
国家戦略
2012-
2020

- COP10の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略かつ愛知目標の達成に向けたロードマップとして策定。

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(4) 生物多様性国家戦略改定の動向 ②次期生物多様性戦略研究会の検討方法

次期生物多様性国家戦略研究会では、2050 年の『自然と共生』する世界を目指して、2030 年に向けて必要な施策の方向性や指標を示していくために、以下のような課題設定を行い、検討を進めていく予定。

次期生物多様性国家戦略策定に向けた課題設定

4つの課題を設定		令和2年の研究会における各回のテーマと主要論点	
		各回のテーマ	主要論点
① 生物多様性損失・劣化の5大直接要因（陸と海の利用の変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）と間接要因（生産・消費パターン、人口動態、貿易、技術革新、地域からの世界的な規模でのガバナンスなど）への対応	各論	第3回（6月22日） 「人口減少下での国土利用のあり方と自然と共生した安心・安全な地域づくり」	・ 人間活動が集中する都市と過疎化が進む地方のそれぞれの状況を踏まえた人と自然との共生のあり方 ・ 災害に対して脆弱な地域における生態系の保全・管理のあり方（EcoDRR、EbA） ・ 地域循環共生圏の創造に向けた自然の恵みと生物多様性からの貢献 ・ 安心・安全な地域づくりを行うための多様な主体の積極的な参画と相互の連携・協働のあり方
		第4回 「身近な地域から地球規模までの自然資源利用における持続可能性の確保」	・ サプライチェーンにおける生物多様性への配慮と持続可能性の確保 ・ より良い消費行動を喚起する意識啓発のあり方 ・ 日本の強みを活かした国際貢献
		第5回 「生存基盤である生態系のレジリエンス確保と新たなリスクへの対応」	・ OECM の活用など、民間取組を活用した新たな自然環境保全のあり方 ・ 野生生物の絶滅回避のため、生息・生育地の保全に向けた取組 ・ 人と鳥獣が共存するための保護管理のあり方 ・ 非意図的な侵略的外来種の侵入防止に向けた国内外の体制整備等 ・ 豊かな海の恵みの確保と持続可能な利用のための有効な方策
		第6回 「身近な暮らしに提供される自然の恵みの確保と自然に配慮したライフスタイルへの転換」	・ 健康で安全・安心な心豊かな暮らしの実現に向けた取組（ヒートアイランド現象の緩和、レクリエーションの場の提供等） ・ 生態系のデイスサービスによるリスクに対応するための対処方法 ・ 生物多様性や自然の恵みを感じ、自然を慈しむ心を育む環境教育のあり方 ・ より良い消費行動を喚起する取組のあり方 ・ 生物多様性保全に資する持続可能な農林水産業の推進
② 生物多様性・生態系サービスに対する人々の要請（持続可能な利用）への対応	まとめ	第7回 「ポスト2020生物多様性枠組を踏まえた、自然共生社会の実現に向けた方策と基盤整備の取りまとめ」	・ これまでの検討結果のまとめ ・ 自然共生社会の実現に向けた道筋の明確化や達成評価のあり方 ・ 政策を支える科学的基盤の強化に向けた管理体制の整備
③ わが国の生物多様性の4つの危機を踏まえつつ、さらに人口減少やグローバル化が進む中での課題への対応			
④ 社会変革（トランスフォーマティブチェンジ）の実現に向けた対応			

出典：第3回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年6月 環境省）をもとに作成

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(5) 農林水産省生物多様性戦略の改定の動向 ①令和元年度の検討結果

農林水産省では令和元年度、「農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会」を設置。同研究会では、令和2年2月に、生物多様性戦略の改定にあたり、以下の論点を追記・検討することを提言。

【農林水産政策における生物多様性に関する基本的な方針】

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・NPO・研究機関等と連携し、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

1. 農林水産業や農山漁村が育む生物多様性

農林水産業や農山漁村が、持続的な営みを通じて自然環境を形成し、生物多様性の保全に貢献していることについて国民の理解を深める。

2. 持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

海外の生産地を含むサプライチェーンを通じた生物多様性への影響について触れ、食料調達の確保と持続可能な農林水産業・農山漁村の両立の重要性や消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理する。

4. 気候変動と生物多様性

気候変動による生物多様性や農林水産業・農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性保全との相乗効果やトレードオフの可能性について検討する。

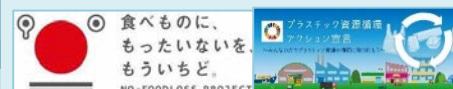
5. 実施体制の強化

「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために、多様な主体が連携しつつも、それぞれが主体性をもって活動できるように、実施体制を強化する。



豊岡市提供

「コウノトリ育むお米」の販売・流通



食品ロス削減

プラスチック資源循環
アクション宣言



生物多様性に関連した農林水産施策と
関係するSDGs目標の参考例



生物多様性保全に寄与する気候変動緩和策
(左：有機農業、右：森林整備)

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(5) 農林水産省生物多様性戦略の改定の動向 ②今後の改定スケジュール

2020年度中に農林水産省生物多様性戦略の改定案を作成し、2021年に改定予定の生物多様性国家戦略に、農林水産業と農山漁村における生物多様性に関する農林水産省の戦略を適切に反映する。

	2020				2021		
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-
農林水産省	【2月】 有識者研究会提 言公表	【7月20日】 勉強会（有識者 からの資料収集 及び追加要素の 提案）	【8月31日】 第1回検討会 （提言及び追加 要素を踏まえた 全体構成の検討	【10月】 第2回検討会 （構成の確定、 戦略本文の検 討） 【12月～1月】 第3回検討会 （戦略本文の検討）	【2月～3月】 第4回検討会 （戦略本文（素 案）の確定）	【5月以降(暫定)】 ポスト2020生物多様性枠 組の戦略本文（素案）への 反映と戦略本文の確定	
環境省	【1月】 第1回国家戦略 研究会 【2月】 第2回国家戦略 研究会	【6/22】 第3回国家戦略研 究会	【2020年9月～2021年2月(暫定)】 第4～7回国家戦略研究会				
政府						【4月以降(暫定)】 中央環境審議会 にて国家戦略検討	【年内(暫定)】 ★次期国家戦略 閣議決定
生物多様性条約	【1月】 ポスト2020 生物多様性枠組 ゼロドラフト 【2月】 OEWG2 (ローマ)	【6月】 ポスト2020 生物多様性枠組 0.1ドラフト	【11月(暫定)】 SBSTTA24 SBI3 (カナダ・モン トリオール(P))		【2月(暫定)】 OEWG3 (コロンビア・カ リ(P))	【5月(暫定)】 COP15 (中国・昆明) ★ポスト2020 生物多様性枠組 決定	

農林水産省生物多様性戦略の改定方針案

1. 次期戦略の構成案
2. 次期戦略に追加する主な論点

1. 次期戦略の構成案

(1) 現行の戦略体系と改定方針

「戦略の実効性」と「わかりやすさ」を重視し、WHY（取組の必要性）、WHAT（めざすべき未来像）WHO（各施策の担当者/サプライチェーン各主体に期待される役割）などを明記。

現行戦略の体系

I. まえがき

II. 農林水産業と生物多様性

III. 生物多様性に関する基本方針

IV. 地域別の生物多様性保全の取組
田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全

V. 森・川・海を通じた
生物多様性保全の推進

VI. 遺伝資源の保全と
持続可能な利用の推進

VIII. 農林水産分野における地球環境
保全への貢献

IX. 東日本大震災からの
復興と生物多様性

用語集

次期戦略の体系（案）

I. まえがき

II. 現状と課題

III. **2030ビジョン**と基本方針

IV. テーマ別方針

V. 関連施策一覧

VI. 実施体制の強化

VII. 用語集

別冊 概要版

主な変更ポイント

① 未来像を打ち出す

- 戦略の実行性やわかりやすさを重視し、未来像「ビジョン」を追加

② 戦略と施策を明確に分ける

- 現行戦略では、「考え方」と「施策」とを併せて文章で記載。
- 次期戦略では、「考え方」はテーマ別方針で、その実現を図るための「施策」は関連施策一覧として、明確に分けて記載。

③ 誰が何を行うのか明確化

- 関連施策一覧を設けることで、戦略の実現に関して、誰が（担当部署等）何を実施するかを可視化。
- 「実施体制の強化」を新たに設定。

④ 「わかりやすさ」の向上

- 体系の簡素化、事例コラム等の追加、概要版の作成などを通して、わかりやすさを追求。

※朱文字部分：次期戦略において、新たに追加・補強を行う主な箇所。

1. 次期戦略の構成案

(2) 全体構成と記載イメージ

※朱文字部分：次期戦略において、新たに追加・補強を行う主な箇所。

次期戦略の構成（案）とそれぞれの項目で記載する内容の検討状況は下記の通り。

構成を固めた上で、第2回・第3回検討会で各項目の内容について、検討等を行う予定。

I. まえがき

II. 現状と課題

III. 2030ビジョンと基本方針

- 戦略の位置づけとして、「概ね今後10年間を見通した上での我が国の農林水産業における生物多様性に関する課題や施策の方向性を明らかにするとともに、今後5年間程度における具体的な施策を示す」ことを記載。

- 現状認識と課題。愛知目標後10年間の振返りと最新の国際動向や、生物多様性への農林水産業による正・負の影響などを踏まえ、生物多様性の保全や農山漁村の振興に取り組むことの意義を強調。

- 省内および国民と共有できる未来像として「ビジョン」を設定（文章でA4・1枚以内程度のイメージ）。本年3月に策定した「農林水産省環境政策の基本方針」や、下記のテーマ別方針の検討状況を踏まえ、第2回、第3回検討会で、素案を提示を予定。

関連
キーワード

農林水産業等の環境創造産業への進化、企業価値、サプライチェーン、消費者の理解、農山漁村のグリーン化 など

IV. テーマ別方針

- 軸となる切り口として、サプライチェーン別、業種別、地域別等を現在検討中。

＜方針の柱立てのイメージ：サプライチェーン別を主な切り口とした場合＞

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

- ①生産（農、林、水） ②流通
- ③消費 ④フードロス・循環

2. 森・川・海を通じた生物多様性保全と再生、利活用を推進する（SATOYAMAイニシアティブの更なる展開）

3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用を推進する

- 4. 農林水産分野において地球環境保全・再生へ貢献する
- 5. 生態系サービスを保全・強化する（防災・減災等含む）
- 6. 農林水産業と農山漁村の生物多様性を評価し活用する

V. 関連施策一覧

VI. 実施体制の強化

VII. 用語集

別冊 概要版

- テーマ別方針に関連する施策と担当部局を明記。2025年に向けた目標等を作成。

- 実施・運用体制のより一層の強化に加え、戦略の進捗管理の視点を導入。また、戦略実現に向けて必要となる積み残し課題（現時点で不足している施策など）を整理。

- 例：環境再生型、Eco-DRR、RSPO認証、NbS、TNFDなど。

- 生産者、事業者、消費者、金融機関等に生物多様性戦略の内容を伝えるために作成。

2. 次期戦略に追加する主な論点

(1) 戦略の見直しに関する有識者研究会提言の振り返り

2020年2月に農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会が「農林水産省生物多様性戦略改定のための提言」として、次期戦略において追加・検討すべき事項をとりまとめ。

課 題	次期戦略での 対応箇所	追加・検討すべき事項
1. 農林水産政策における生物多様性に関する基本的な方針	Ⅲ. 2030ビジョン と基本方針	環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を、各主体の本業において活用するように促すこと。
2. 農林水産業や農山漁村が育む生物多様性	Ⅱ. 現状と課題 Ⅲ. 2030ビジョン と基本方針 Ⅳ. テーマ別方針 Ⅴ. 関連施策一覧	- 農林水産業や農山漁村は生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出していること、その基盤として農山漁村の振興が重要であること。 - 生物多様性は、気候変動、防災・減災、水質浄化等、様々な社会的課題解決への貢献が期待されること。 - 国民に、農林水産業や農山漁村が育む生物多様性の重要性について、理解を促進すること。 - 農林水産業等による正の影響、負の影響について触れ、農林漁業者の理解を深めること。
3. 持続可能な生産と消費の促進 (つくる責任・つかう責任)	Ⅱ. 現状と課題 Ⅲ. 2030ビジョン と基本方針 Ⅳ. テーマ別方針 Ⅴ. 関連施策一覧	- 農林水産物の輸入が生産地に環境へ影響を及ぼしうること、食品産業など民間事業者の「つくる責任・つかう責任」が重要であること。 - サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、消費者の行動変容を促すことが重要であること。 - 食育などと連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図ること。

2. 次期戦略に追加する主な論点

(1) 戦略の見直しに関する有識者研究会提言の振り返り（つづき）

2020年2月に農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会が「農林水産省生物多様性戦略改定のための提言」として、次期戦略において追加・検討すべき事項をとりまとめ。

課 題	次期戦略での 対応箇所	追加・検討すべき事項
4. 持続可能な開発 目標（SDGs）	IV. テーマ別方針 V. 関連施策一覧	農林水産省が実施している生物多様性関連施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理すること。
5. 気候変動と生物 多様性	II. 現状と課題 IV. テーマ別方針 V. 関連施策一覧	- 気候変動による生物多様性への影響について整理すること。 - 気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討すること。 「自然を基盤とした解決策（NbS）」が、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されていること。
6. 実施体制の強化	V. 関連施策一覧 VI. 実施体制の強化	「戦略」の実効性を高め現場での取組を着実に進めるための実施体制を強化 - 農林水産省の各関係部局庁の役割の明確化と関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体の連携と主体性をもった行動 - 優良な取組事例の国内外の投資家や消費者に向けた情報発信 など

2. 次期戦略に追加する主な論点

(2) 新たに追加すべき論点の整理

新型コロナウイルス感染症拡大の状況から得られた課題や国内・国際動向等を踏まえ、次期戦略に追加すべき論点（有識者研究会提言において詳しく触れていないもの）を整理。

課 題		次期戦略での 対応箇所	追加・検討すべき事項
①	農林水産従事者の減少・ 高齢化による二次的自然 の損失と生物多様性	Ⅱ. 現状と課題 Ⅳ. テーマ別方針 Ⅴ. 関連施策一覧	担い手の確保、若手従事者の育成、耕作放棄地の解消、新技術の開発・普及等を通じて農林水産業の持続的な発展を促進する同時に、その基盤となる農林水産業や農山漁村が育む生物多様性を保全し創造することが重要であること。
②	農林水産空間の価値の保 全と創造およびその価値 の見える化と国民の理解 の促進	Ⅱ. 現状と課題 Ⅳ. テーマ別方針 Ⅴ. 関連施策一覧	農林水産業や農山漁村によって育まれた生物多様性の価値（生態系サービス等）を見える化し、その価値を国民に広く理解してもらう必要。世界農業遺産・日本農業遺産やSATOYAMAイニシアティブ等を活用する一方で、ごく一般的な農林水産空間の持つ価値にも言及する。
③	新型コロナウイルス感染 症の拡大により顕在化し た食料供給のリスクと生 物多様性	Ⅱ. 現状と課題 Ⅳ. テーマ別方針	輸出規制やサプライチェーンの断絶等、食料供給のリスクに直面し、食料を安定的に確保することの重要性を再認識。事業者に環境保全の取組に対する情報開示が迫られる中、生産現場の生物多様性を守ることが、食料安全保障につながること。
④	諸外国の農林水産行政に おける環境保全への対策 に対して、日本独自のプ レゼンスを示す必要	Ⅲ. 2030ビジョ ンと基本方針	新たな食料・農業・農村基本計画に明記された「農林水産省環境政策の基本方針」を推進すること。農林水産業や農山漁村によって育まれている生物多様性の価値を諸外国に向けて説明し、国産農産物の価値を向上させることが日本の生物多様性の保全と創造に寄与すること。

2. 次期戦略に追加する主な論点

(2) 新たに追加すべき論点の整理 (つづき)

論点① 農林水産従事者の減少・高齢化による二次的自然の損失と生物多様性

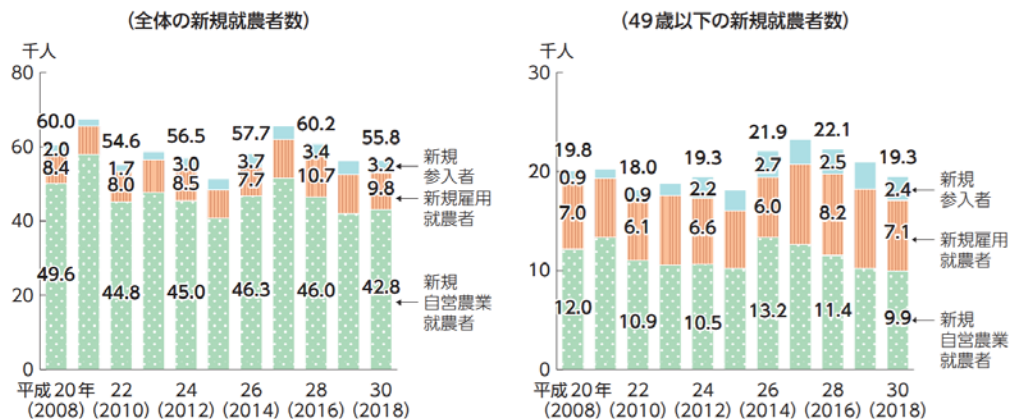
● 農業従事者数は年々減少

単位：万人、歳

	H22年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
農業就業人口	260.6	209.7	192.2	181.6	175.3	168.1
うち65歳以上	160.5	133.1	125.4	120.7	120	118
平均年齢	65.8	66.4	66.8	66.7	66.8	67
基幹的農業従事者	205.1	175.4	158.6	150.7	145.1	140.4
うち65歳以上	125.3	113.2	103.1	100.1	98.7	97.9
平均年齢	66.1	67	66.8	66.6	66.6	66

出典：農林業センサス、農業構造動態調査

● H30年の新規就農者約5万6千人のうち、49歳以下は約1万9千人



● スマート化による省力化等と生物多様性の両立

- 省力化、人手の確保、負担の軽減等の観点から、新技術を活用する「スマート農業」の試みが全国で展開。
- 例えば、AIとドローンの活用により、病害虫の発生箇所をピンポイントで特定することで、農薬の散布量を削減し、収穫量を保ちながら環境への負荷を低減する試みなどが実証済。

○ ドローン（農薬散布）

【技術開発と普及の現状】

- 散布実績は延べ面積で27,346ha（H30.12末 速報値）。
- 約1ha/フライトの散布が可能。
- 無人航空機用の登録農薬のほとんどが水稻向け。
- AIにより病害虫を検知し、ピンポイントで散布する技術が実証済。

【普及に向けた課題】

- 水稻用以外の農薬登録の拡大
- 正確なピンポイント散布のための姿勢制御技術や位置精度の向上
- 航行ルール下での実例の蓄積や収集、共有



AIが画像解析、害虫位置特定



自動飛行で害虫ポイントに到着し、ピンポイント農薬散布

出典：「スマート農業の展開について 2019年10月」農林水産省

出典：「未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第14回) 2019年11月」農林水産省

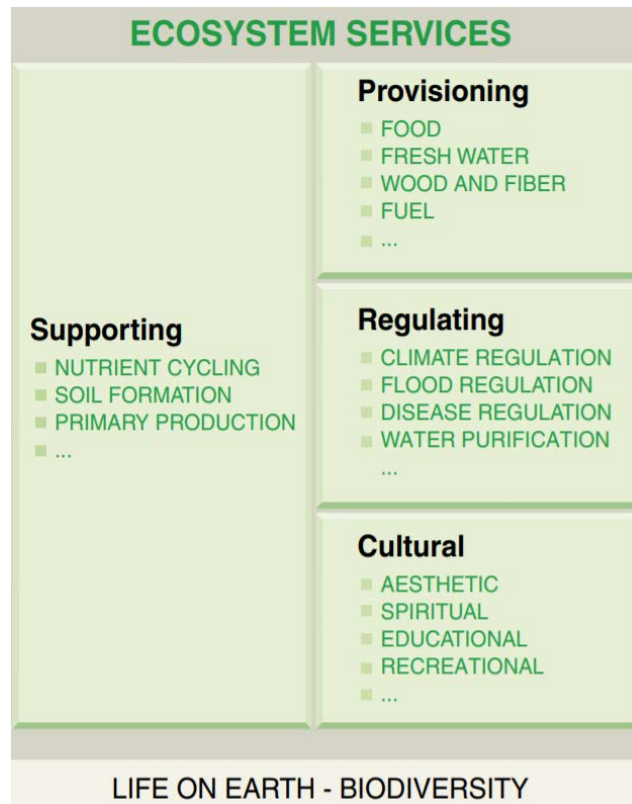
2. 次期戦略に追加する主な論点

(2) 新たに追加すべき論点の整理 (つづき)

論点② 農林水産空間の価値の保全と創造およびその価値の見える化と国民の理解の促進

● 様々な生態系サービス (生態系が提供する機能)

基盤サービス Supporting ・栄養循環 ・土壌形成 ・光合成による酸素の生成 など
供給サービス Provisioning ・食料 ・水 ・木材や繊維 ・燃料など
調整サービス Regulating ・気候調整 ・洪水制御 ・疾病制御 ・水質浄化 など
文化的サービス Cultural ・美観 ・精神的充足 ・教育 ・レクリエーション など



● 世界農業遺産認定地区における生物多様性/生態系サービスの例

地域名	生物多様性/生態系サービス
新潟県佐渡市	トキをシンボルとした豊かな生態系を維持する里山と、集落コミュニティ
静岡県掛川周辺地域	草刈りにより維持されてきた草地での、希少生物 (地域固有種カケガワフキバッタなど)
熊本県阿蘇地域	「野焼き」「放牧」「採草」により草原の維持と希少な動植物の生息
大分県国東半島宇佐地域	椎茸栽培に用いる原木用のクスギ林による水源かん養
岐阜県長良川上中流域	鮎の伝統漁法の継承による河川環境の向上や多様な食文化
和歌山県みなべ・田辺地域	梅林・薪炭林による斜面地の崩落防止とニホンミツバチとの共生関係
静岡県わさび栽培地域	日本固有種であるわさびの栽培とわさび田が育む希少生物 (ハコサシヨウウオなど)

出典 : Millennium Ecosystem Assessment Synthesis Reports Ecosystems and Human Well-being 2005 および「農村計画と生態系サービス (農村計画学のフロンティア)」2014, 橋本禪・齊藤修 (著), 農村計画学会 (監修)

2. 次期戦略に追加する主な論点

(2) 新たに追加すべき論点の整理 (つづき)

論点③ 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した食料供給のリスクと生物多様性

● 食料供給面のリスク、レジリエンス性の向上、ワンヘルスアプローチなどが共通して着目されている

資料	国連食糧農業機関、国際農業開発基金 世界銀行、国連世界食糧計画	生物多様性研究財団 (仏)	日本自然保護協会
	新型コロナウイルス感染症による食料安全保障と栄養への影響に関する共同声明 G20農業大臣臨時会合にて (2020年4月21日)	COVID-19と生物多様性との 関連性について (2020年6月24日)	アフターコロナ社会への7つの提案 ～ “One Health” 自然と人間がともに健康になる新たな社会の構築に向けて～ (2020年5月22日)
基本的な視点	新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、食料安全保障と栄養の状況悪化を含む深刻かつ前例のない課題を提起。再発を防ぐ対応は、世界中での十分な調整のもとに行われること必要。	COVID-19と生物多様性の侵食、自然環境破壊との関係、食糧生産システムや輸送への影響等についての洞察を得るためにフランス政府から研究を委託。	発生と感染の拡大の背景には、気候変動、生物多様性の損失、大量生産大量消費のライフスタイル、食料などの課題がある。「新型コロナ危機の温床となった社会」に再びもどってはいけなない。
主な内容	<抜粋>	<抜粋>	<アフターコロナ社会に向けた7つの行動>
	国内外での移動制限は、食料関連の物流サービスを妨げ、フードサプライチェーン全体に支障をきたし、食料の入手に影響。 人、動物、植物、そして共有し合う環境の相互関係を考慮したワンヘルスアプローチを認識しつつ、将来このような感染性疾患が大流行することを予防するための投資が必要。 このパンデミックが食料安全保障と栄養を脅かさないことを保証し、将来のショックへのレジリエンスを向上させるために、断固たる共同行動が今、必要。2021年の食料システムサミットは、変革をもたらす行動の推進と、SDGsを実現するための国連「行動の10年」に貢献する機会に。	アジア、アフリカ、南米における森林伐採と人獣共通感染症の増加との関連性については、強いコンセンサスがある。 ブッシュミートの消費や取引と新興感染症との関連性は、いくつかの事例（FIVからHIV、エボラやSARSへの移行など）で確認されている。 動物の集中と、人、作物、家畜の密度を高めることは、感染症の発生率と重症度の両方を増加させる可能性があるという仮説がある。一方、施設型の畜産では、バイオセキュリティ対策は実施しやすく、この感染リスクを軽減しやすい。	1. コロナ危機に立ち向かった人々を称え、市民社会の力を高めよう 2. コロナ危機の混乱を記録し、学び、次の社会に活かそう 3. 今後の社会・経済の復興を、持続可能な社会の発展につなげよう 4. 新たに生まれたライフスタイルの可能性を育てよう 5. エネルギー、食料、生活用品などを地域でまかなえる新たな社会を構築しよう 6. 人と自然の新たな関係を構築しよう 7. 未来のコロナ危機の発生と拡大の防止に世界全体で取り組もう

2. 次期戦略に追加する主な論点

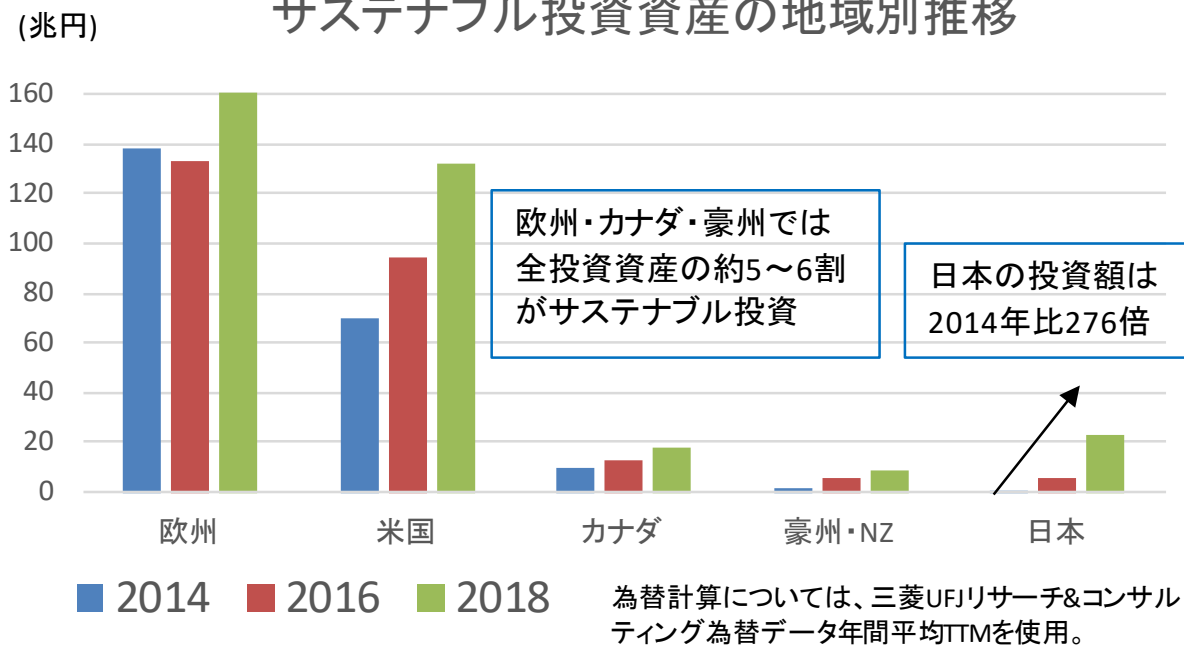
(2) 新たに追加すべき論点の整理 (つづき)

論点④ 諸外国の農林水産行政における環境保全への対策に対して、日本独自のプレゼンスを示す必要

- 年々拡大するESG投資を、国内の生産者・事業者へと取り込むことが必要

2016年 → 2018年
世界のESG投資額 22.8兆USドル → 30.7兆USドル

サステナブル投資資産の地域別推移



出典：Global Sustainable Investment Alliance(GSIA)「Global sustainable investment review2018」

- TNFD（自然関連財務情報開示）の動向

- ・ 国連機関等が7月23日、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）を発足。
- ・ 金融機関が必要とする企業報告、指標等に関するフレームを設計する組織「非公式ワーキンググループ」を立上げるなど、**国際的なルール形成の動きが活発化**。

2019年1月

世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）の中で着想。

2020年1月

ダボス会議において、発足に向けたハイレベル・ラウンドテーブルが開催。

2020年7月

UNEP、UNDP、WWF、グローバル・キャパビリーの4機関により発足。

- 生物多様性に関連する認証制度

- ・ 農林水産分野では、多数の国際認証制度が存在。
- ・ 国・地域別の独自認証も進んでおり、例えば有機食品については、わが国の有機JASと同等性相互承認を行っている他国の認証が多数存在する。わが国から輸出がしやすい一方、海外の認証商品の販売促進等にもつながっている。

有機JASと、同等性相互承認を行っている認証の一例



2. 次期戦略に追加する主な論点

(2) 新たに追加すべき論点の整理 (つづき)

論点④ 諸外国の農林水産行政における環境保全への対策に対して、日本独自のプレゼンスを示す必要

● 各国・地域が、食と生物多様性に関わる戦略を策定。EU、米国では具体的な数値目標を提示。

EU



「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで) 戦略

- ・ 欧州委員会は、2020年5月に本戦略を公表し、欧州の**持続可能な食料システムへの包括的なアプローチ**を示している。
- ・ 今後、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れる等、国際交渉を通じて**EUフードシステムをグローバル・スタンダードとする**ことを目指している。
- ・ 次の数値目標(目標年：**2030年**)を設定。
 - ・ 農薬の使用及びリスクの**50%削減**
 - ・ 一人当たり食品廃棄物を**50%削減**
 - ・ 肥料の使用を少なくとも**20%削減**
 - ・ 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の**50%削減**
 - ・ 有機農業に利用される農地を少なくとも**25%に到達** 等

中国



「農業のグリーン開発を促進するための革新的な制度メカニズムに関する意見」

中国共産党中央委員会は2017年9月に発行し、**国家全体の取組**として、グリーン農業に関する法規制の整備及び農業資源・環境の生態監視・早期警戒体制の確立に向けた取組を開始することとしている。

米国 (農務省)



「農業イノベーションアジェンダ」

米国農務省は、2020年2月にアジェンダを公表し、2050年までの**農業生産量の40%増加と環境フットプリント50%削減の同時達成**を目標に掲げた。さらに**技術開発を主軸**に以下の目標を設定。

- ・ **2030年までに**食品ロスと食品廃棄物を**50%削減**
- ・ **2050年までに**土壌健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを**純減**
- ・ **2050年までに**水への栄養流出を**30%削減**

生物多様性を取り巻く状況

1. 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言と参考資料
2. 生物多様性に係る国際動向
3. 食料の安定的な供給に関する動向
4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

1. 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言

(1) 提言本文

～農林水産省生物多様性戦略改定のための提言～

令和2年2月17日

農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が中国（昆明市）で2020年10月に開催され、愛知目標の進捗状況を踏まえたポスト2020目標が決定することが見込まれている。これに伴い、日本を含む各締約国は同目標の実施に向けて、次期国家戦略を策定することが求められることとなる。

また、IPBES※¹より2019年5月に、人類活動によって今後数十年間で約100万種の動植物種が絶滅危機リスクに陥ると報告されたことや、2018年3月に貿易の拡大によりサプライチェーンが国境を越え、生産現場等における生物多様性への負荷が消費者に認知されていないと報告がなされている。

さらに、FAOより2019年に発表された「THE STATE OF THE WORLD'S BIODIVERSITY FOR FOOD AND AGRICULTURE」によると、花粉媒介昆虫等や土壌生物など食料と農業における生物多様性は食料安全保障だけでなく持続可能な開発目標の達成において不可欠であるが、生物多様性は遺伝子、種、生態系のいずれのレベルでも減少を続けており、食料安全保障と持続可能な社会の実現が危ぶまれていることが報告されている。

この他、近年、投資家等による企業価値評価の判断材料としてESG※²の存在感が高まるなど企業経営における環境保全の取組が大きく注目されつつあることや、国内における政策の変化として、農林水産業や農山漁村の政策における生物多様性の保全に大きく関係する食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討や漁業法の一部改正が行われている状況にある。

このような近年の国内外の状況を踏まえ、「農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会」は、同戦略の改定にあたり、以下の論点を追記・検討することを提言する。

1. 農林水産政策における生物多様性に関する基本的な方針

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・NPO・研究機関等と連携し、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を事業活動、自治体の運営及び地域の環境保全活動、消費者行動を促すことなど、各主体の本業において活用するように促すこと。

2. 農林水産業や農山漁村が育む生物多様性

・生物多様性と共生した農林水産業や農山漁村は農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観などの生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出していること、その基盤として農山漁村の振興が重要であること。

1. 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言

(1) 提言本文

- ・近年、生物多様性は「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」、「グリーンインフラ」など気候変動適応、防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決に貢献すると期待されていること。
- ・体験学習等を通じて、国民一人一人に農林水産業や農山漁村が育む生物多様性の重要性について、理解を促進すること。
- ・農林水産業や農山漁村による正の影響、負の影響について触れ、環境と経済の両立のためには、農林漁業者の理解を深めることが重要であること。

3. 持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

- ・サプライチェーンが国内のみならず海外にも及んだことで、農林水産物の輸入が生産地に環境へ影響を及ぼしうること、他方で、農林水産物・食品の輸出促進にあたっては、相手国の市場に応じた持続可能性認証（例えば、RSPO認証※³）などの取得が課題となっている状況を踏まえ、食品産業をはじめとする民間事業者の「つくる責任・つかう責任」が重要であること。
- ・サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費のあり方に関する考え方、特に、環境に配慮した製品の購入や食品ロス・プラスチックごみ（海洋生態系に悪影響を与える可能性が懸念されるマイクロプラスチック等）の削減等、消費者の行動変容を促すことが重要であること。
- ・食育など消費者及び事業者の理解や関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図ること。

4. 持続可能な開発目標（SDGs）

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理すること。

5. 気候変動と生物多様性

- ・気候変動により、多くの種の生息地に変化が生じることや、特定の種は絶滅速度が加速化するほか、陸と海の利用の変化、生物の直接的採取など他の自然への悪影響を深刻化させるなど生物多様性への影響について整理すること。
- ・気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討すること。
- ・自然の働きによって低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらす、社会にレジリエンスをもたらすこれらの解決策を「自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）」として、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されていること。

1. 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言

(1) 提言本文

6. 実施体制の強化

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促すため、以下の事項について検討すること。

- ・「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために実施体制を強化すること。
- ・農林水産省の各関係部局庁の役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体が連携し、かつそれぞれが主体性をもって行動することが重要であること。特に、地方自治体や民間企業等による優良な取組事例を国内外の投資家や消費者に向けて情報発信すること。なお、情報発信にあたっては情報を受け取る対象ごとに整理すること。

- ※ 1 : IPBESは、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。正式名は「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）」。
- ※ 2 : ESGは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉。投資にあたり、企業の価値を測る材料として、非財務情報であるESG要素を考慮する投資を「ESG投資」という。例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は労働者の人権、「G」は取締役の構成等。
- ※ 3 : RSPO認証は、生産量増大による生産国の環境や近隣コミュニティへの影響・負荷の軽減を図り、持続可能なパーム油製品の生産、購買、利用を認証とする国際規格。WWFなど国際NPOが運営。

有識者研究会からの提言 参考資料

生物多様性保全に関する近年の国内外の動向・機運の高まりとして、

- ① 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が中国（昆明市）で2020年10月に開催され、愛知目標の進捗状況を踏まえたポスト2020目標が決定することが見込まれている。これに伴い、日本を含む各締約国は同目標の実施に向けて、次期国家戦略を策定することが求められることとなる。
- ② IPBES※¹ は2019年5月に、「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書」を公表し、人類活動によって今後数十年間で、約100万種の動植物種の絶滅が危惧されると警鐘を鳴らしている。
- ③ また、同機関は2018年3月に、「土地劣化と再生評価報告書」を公表し、生物多様性に関する世界的な対策が進まない要因として「生産現場と消費現場の乖離」があげられている。貿易の拡大によりサプライチェーンが国境を越えたことによって、遠く離れた生産現場等の環境への影響が消費者に認知されていないと報告がなされている。
- ④ さらに、FAOより2019年に発表された「THE STATE OF THE WORLD's BIODIVERSITY FOR FOOD AND AGRICULTURE」によると、花粉媒介昆虫等や土壌生物など食料と農業における生物多様性は食料安全保障だけでなく持続可能な開発目標の達成においても不可欠であること。しかし、生物多様性は遺伝子、種、生態系のいずれのレベルでも減少を続けており、食料安全保障と持続可能な社会の実現が危ぶまれていることが報告されている。
- ⑤ この他、近年、投資家等による企業価値評価の判断材料としてESG※²の存在感が高まるなど企業経営における環境保全の取組が大きく注目されつつある。
- ⑥ 国内における政策の変化として、農林水産業や農山漁村の政策における生物多様性の保全に大きく関係する食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討や漁業法の一部改正が行われている状況にある。

※1：IPBESは、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。正式名は「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）」。

※2：ESGは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉。投資にあたり、企業の価値を測る材料として、非財務情報であるESG要素を考慮する投資を「ESG投資」という。例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は労働者の人権、「G」は取締役の構成等。

農林水産業や農山漁村が育む生物多様性

生物多様性と共生した農林水産業や農山漁村は、農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観などの生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出している。

近年、生物多様性は、「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」、「グリーンインフラ」など気候変動適応、防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決に貢献すると期待されている。そのため、体験学習等を通じて、国民一人一人に農林水産業や農山漁村が育む生物多様性の重要性について理解してもらい、持続可能な農林水産業の確立に貢献することが重要である。

取組事例①：森林組合による生態系サービスに配慮した林業経営

活動内容

- ・森林組合を中心とした、間伐施業を実施。
- ・尾根部に広葉樹を配置。

活動の効果（生物の生息環境保全、森林景観の保全）

- ・森の中が明るくなり、下層植生が豊かになった。
- ・大学の調査によるとスギ人工林の中でも397種の植物種を確認。
- ・残された広葉樹等が森林景観の多様性を創出。



出典：自然資本を活かした農林水産業の手引き（H26.3：農林水産省）

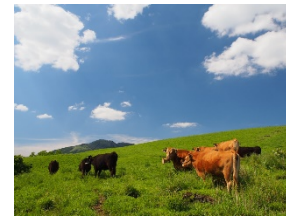
取組事例③：阿蘇の草原の維持と持続的農業

活動内容

- ・野焼き、放牧、採草により草原を維持管理。
- ・元来農業には不向きである酸性で養分の乏しい火山性土壌の土地を長年かけて改良し、涼しい気候風土を活かした米や多様な野菜の生産。

活動の効果

- ・景観が保持され、数多くの希少な動植物が生息。



出典：農林水産省ホームページ
写真左：あか牛の放牧、右：広大な草原

取組事例②：コウノトリ育む農法

活動内容（有機農業等への転換、環境体験学習）

- ・農薬や化学肥料に頼らない有機稲作技術の普及
- ・小学生による田んぼの生きもの調査

活動の効果（生物の生息環境保全、農村地域の活性化）

- ・コウノトリが生息できる環境づくり（野生復帰）
- ・「コウノトリ育むお米」として販売・流通



出典：豊岡市

農林水産業や農山漁村が持続することにより、

正の影響

- 地域特有の景観や自然環境を形成・維持。
- 多くの生きものにとって貴重な生育・生息環境を提供し特有の生態系を形成・維持。
- 里地里山に昔から見られた生きものの生息環境が維持され、野生鳥獣が人里に下りてくることを防止。

負の影響

- 生物多様性への配慮に欠けた人間の活動が野生生物種の生育・生息環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響。
 - ✓ 経済性や効率性を優先した農地や水路の整備
 - ✓ 不適切な農薬・肥料の使用
 - ✓ 生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少
 - ✓ 過剰な漁獲・不適切な養殖
 - ✓ 外来生物の導入による生態系破壊など

↑ 現行の戦略に加えて、プラスチックごみ（マイクロプラスチック等）や食品ロスの発生、また農産物の輸入を通じた、生産地への環境負荷について追記を検討。



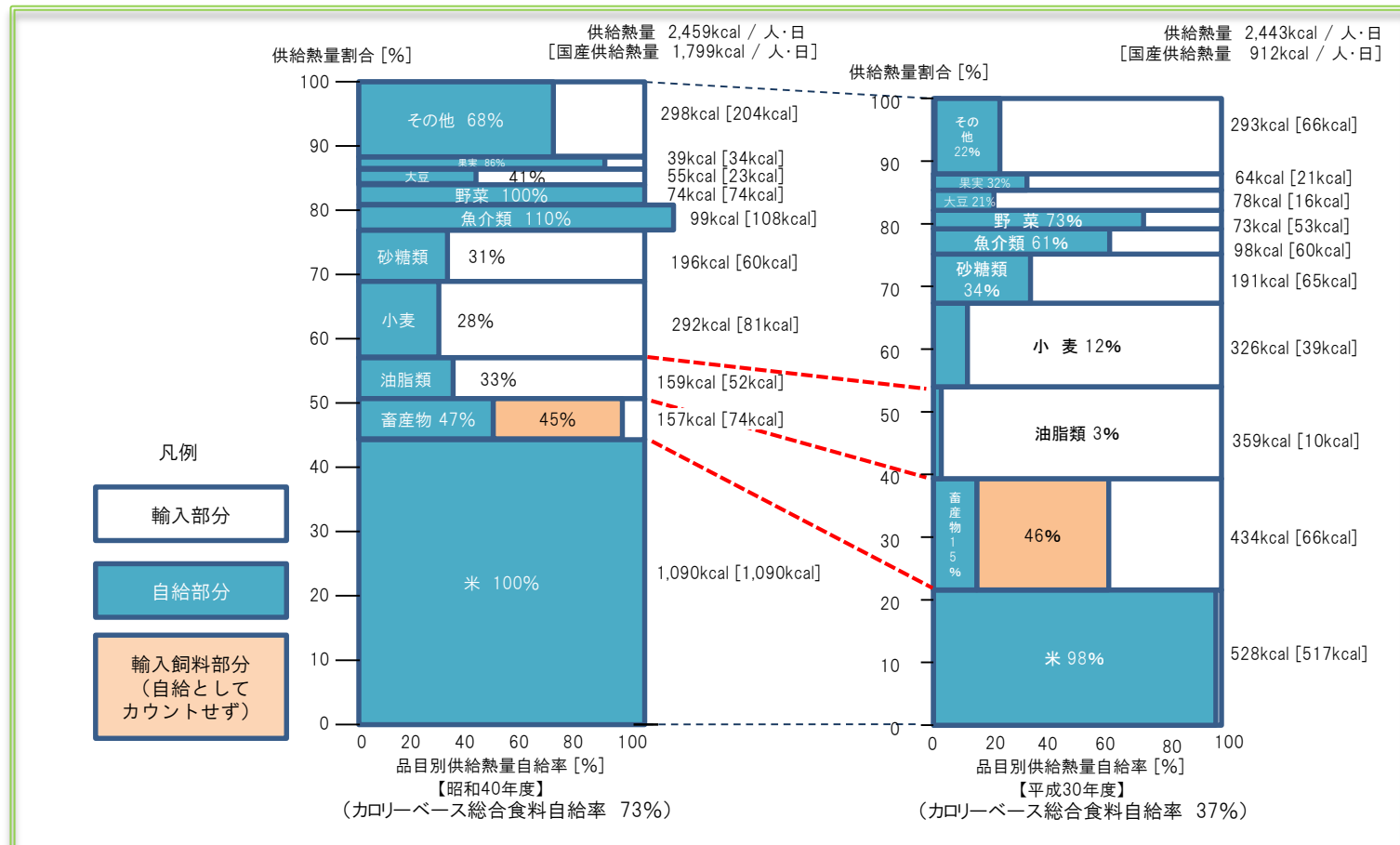
新戦略においても、農林水産業や農山漁村による正の影響、負の影響について触れ、環境と経済の両立のためには、農林漁業者の理解を深めることが重要である。

持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

（つくる責任）

- サプライチェーンが国内のみならず海外にも及んだことで、農林水産物の輸入が生産地の環境へ影響を及ぼしうる。
- 他方で、農林水産物・食品の輸出促進にあたっては、相手国の市場に応じた持続可能性認証（例えば、RSPO認証※）などの取得が課題となっている。
- 長期的な食料調達の確保と生物多様性豊かで持続可能な農林水産業の両立の重要性に触れ、食品産業をはじめとする民間企業の「つくる責任・つかう責任」が重要である。

※RSPO認証は、生産量増大による生産国の環境や近隣コミュニティへの影響・負荷の軽減を図り、持続可能なパーム油製品の生産、購買、利用を認証とする国際規格。WWFなど国際NPOが運営。



（つかう責任）

- ・ サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費のあり方に関する考え方、特に、環境に配慮した製品の購入や食品ロス・プラスチックごみ（海洋生態系に悪影響を与える可能性が懸念されるマイクロプラスチック等）の削減等、消費者の行動変容を促すことが重要である。
- ・ 食育など消費者及び事業者の理解や関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。



農林水産省の主な取組事例



【持続可能な生産消費形態のあり方検討会】

環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、持続可能な消費のあり方について、普及方策の検討も含め有識者による検討会を設置。

11月1日を皮切りに、令和元年度に3回の検討会開催。

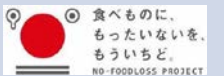
【持続可能な生産・流通等の取組例】



※食品ロス削減と生物多様性

食品ロス削減により、廃棄される食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣化を抑えることができる。



現在の主な取組	取組の概要
食育	農林漁業体験の機会の提供や郷土料理の調理体験、日本型食生活の普及・啓発等について地域や学校等において取り組む。
フード・アクション・ニッポン（FAN） 	生産者、食品事業者、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に取り組む国民運動。
食品ロス削減 	事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減を国民運動として推進する。
プラスチック資源循環 アクション宣言 	業界団体・企業のプラスチック資源循環による自主的取組について情報発信する。
農泊、グリーンツーリズム 	都市と農村の人の交流を通じて、農山漁村を活性化するとともに、教育の場として活用する。
ジビエ利用拡大 	捕獲鳥獣を地域資源として利活用するため、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーションに取り組む。
世界農業遺産・日本農業遺産 	独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する。
木づかい運動 	木材を利用することの意義を国民に知ってもらい、暮らしの中に木材製品を取り入れることで日本の森林を育てていく運動に取り組む。
「魚の国のしあわせ」プロジェクト 	消費者に広く魚食の魅力を伝えるため、漁業者、流通業者、学校・教育機関、行政等水産に関わるあらゆる関係者による官民協働で取り組む。

こうした取組と連携して、消費と生物多様性の関連性についての普及・啓発を図る。

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理する。

項 目	SDGs目標	主な取組の概要
IV. 地域別の生物多様性保全の取組 1. 田園地域・里地里山の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）により、地域資源の基礎的保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 - 伝統的で独自性のある農林水産業が営まれている地域を農業遺産と認定することで、認定地域の取組が評価され、生物多様性が保全。 - 環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組や冬期湛水等の生物多様性等に効果の高い営農活動を支援。
2. 森林の保全	    6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 13.2 気候変動対策の政策等 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 森林整備事業により、間伐や再造林等を実施。 - 国有林野において、貴重な森林生態系を適切に保全・管理するとともに、適切な間伐の実施、伐期の長期化、複層林化、一定の広がりにおいて様々な育成段階から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針広混交林化を行うなど、多様な森林づくりを推進。 「シカによる森林被害緊急対策事業」や「森林整備事業」等によりシカ捕獲を実施することで個体数調整を推進。また、「森林整備事業」や「林業成長産業化総合促進対策」等により鳥獣害防止柵等の整備を支援することで森林植生の被害防除を推進。 - 全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事への支援、NPOや企業等の多様な主体による森林づくりに向けた幅広い普及啓発及び森林づくり活動を支援。
3. 里海・海洋の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 水産多面的機能発揮対策交付金により、漁業者等が行う藻場・干潟等における食害生物の駆除等の取組を支援。 - 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業により、自然調和に配慮し、水産動植物の生息・繁殖が可能な工法・構造を採用した漁港施設の整備や水産生物の増産効果等を高めるため、間伐材等木材と鋼材やコンクリートを組み合わせた構造の魚礁の設置。 - 我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうため、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進。

持続可能な開発目標（SDGs）

なお、SDGs目標との関係性については、当省の主な取組と照らして任意に整理したものであり、今後変更していく可能性があります。

08

項 目	SDGs目標	主な取組の概要
V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進	     2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	水産多面的機能発揮対策交付金により、漁業者等が行う漁場保全のための河川流域における植林等の取組を支援。
VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.6 遺伝資源への適切なアクセスの推進 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 作物のゲノム情報と形質データ等を育種ビッグデータとして整備し、その活用による新品種育成システムの構築に取り組んでいる。 - 花粉症対策や成長の良い林木の新品種の開発や国内の多様な遺伝資源の収集・保存を行っている。 - 養殖業成長産業化技術開発事業において、高成長優良系の開発のためのサクラマス・ニジマス等の選抜基礎集団の構築を進めている。
VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献	       2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 7.a 再生可能エネルギー等促進のための国際協力 13.2 気候変動対策の政策等 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- COP（CBD,UNFCCC）等、国際的な議論に参画 - REDD+の推進 - JICAを通じた二国間協力や専門家の派遣
IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性	          2.4 持続可能な食料生産システムの確保 8.3 生産活動や適切な雇用創出 9.2 持続可能かつ強靱なインフラの開発 10.2 全ての人々の能力強化、経済的促進 11.a 開発計画の強化、都市と農村部間のつながり 12.7 持続可能な公共調達 13.2、14.2、15.1、17.17（13～17は上記と同じ）	- 東日本大震災災害復旧等事業費などにより、H31.3末時点で復旧対象農地92%が営農可能となった。引き続き農地・農業用施設の復旧を進めている。 - 被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内における放射性物質の実態把握、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等の取組を実施。 - 被災した海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、治山事業等による海岸防災林の復旧・再生を推進。

持続可能な開発目標（SDGs）

なお、SDGs目標との関係性については、当省の主な取組と照らして任意に整理したものであり、今後変更していく可能性があります。

09

戦略の項目/SDGs目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって減らす循环经济	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
I. まえがき																	
II. 農林水産業と生物多様性																	
III. 農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
IV. 地域別の生物多様性の取組		●				●							●	●	●		●
V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進		●				●								●	●		●
VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進		●												●	●		●
VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献		●				●	●						●	●	●		●
VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進						●								●	●		
IX. 東日本大震災と生物多様性の保全		●						●	●	●	●	●	●	●	●		●
【有識者研究会による提言】																	
・農林水産業・農山漁村が育む生物多様性		●	●	●	●	●								●	●		●
・持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）	●	●		●				●				●	●			●	●
・持続可能な開発目標（SDGs）との関係																	
・気候変動と生物多様性	●	●				●	●						●	●	●		●
・実施体制の強化		●				●						●	●	●	●	●	●

気候変動により、多くの種の生息地に変化が生じることや、特定の種は絶滅速度が加速化するほか、陸と海の利用の変化、生物の直接的採取など他の自然への悪影響を深刻化させるなど生物多様性への影響について整理する。また、気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討する。

また最近では、自然の働きによって低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらし、社会にレジリエンスをもたらすこれらの解決策を「自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）」として、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されている。

国内外の動き

- パリ協定の発効・締結（2016年11月）
- 地球温暖化対策計画（2016年5月）、農林水産省地球温暖化対策計画（2017年3月）
- 気候変動適応法の成立（2018年6月）農林水産省気候変動適応計画の改定（2018年11月）

生物多様性保全に寄与する気候変動緩和策の具体例

- ・ 有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことや、有機物の施用による土づくりを行うことから、生物多様性を保全するとともに、農地等への炭素貯留を推進。
- ・ 林業生産活動を通じた間伐や再造林等の適切な森林整備
- ・ 海草や海藻の育成による藻場の形成・拡大によるCO₂の固定と漁場の生産性の向上



有機農業



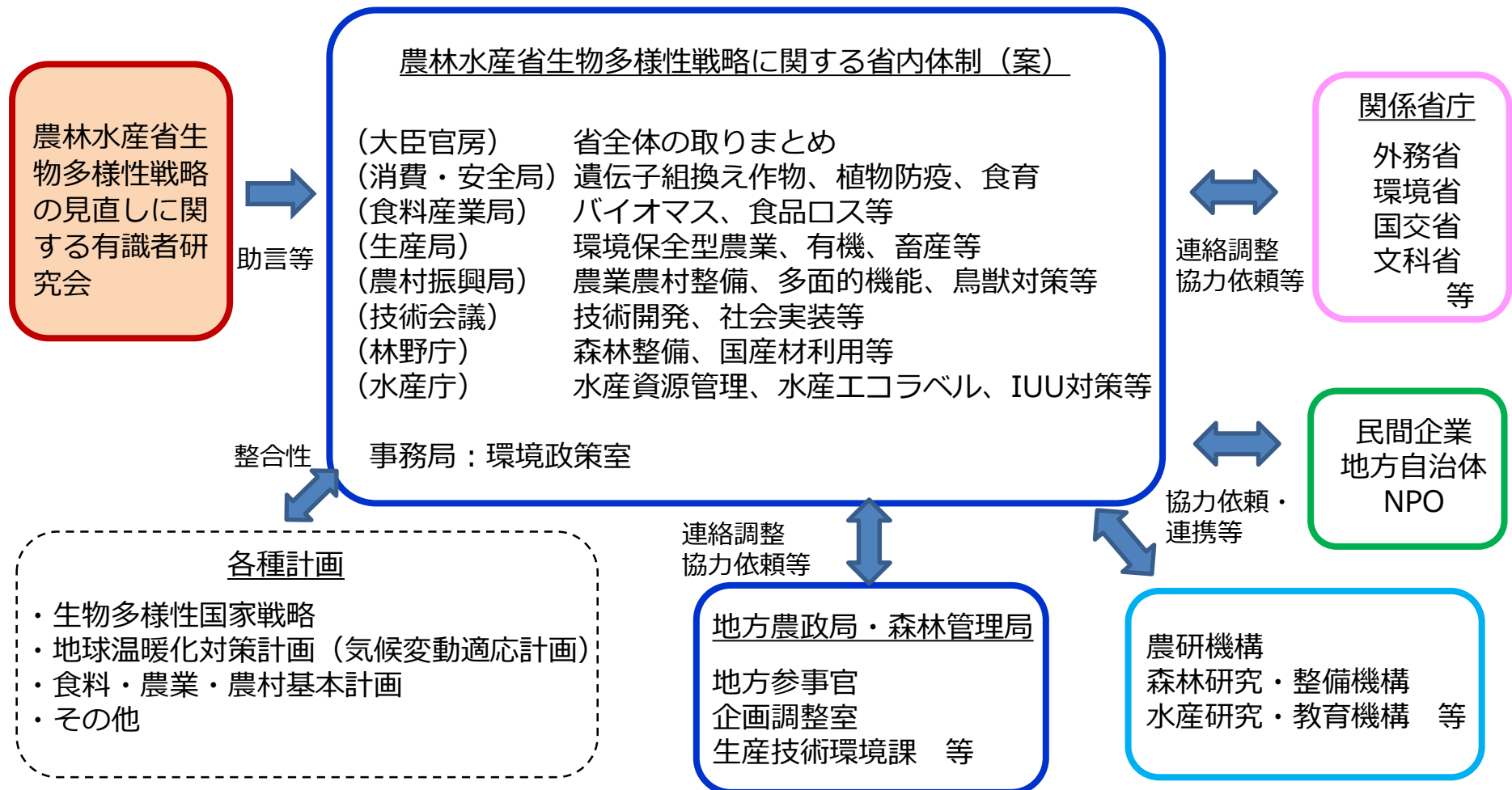
森林整備



藻場の保全（ウニの駆除）

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促すため、以下の事項について検討する。

- 「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために実施体制を強化すること。
- 農林水産省の各関係部局庁の役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体が連携し、かつそれぞれが主体性をもって行動することが重要であること。



【農林水産省生物多様性戦略に関する省内実施体制】

- ・ 国（本省）は、「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高めるため、大臣官房と関係局庁が各事業を分担し、連携を図りながら取り組む。
- ・ 国（本省）は、生物多様性に関する優良事例等の情報を国内外の投資家や消費者に発信していくことで、地域住民・事業者等や農林水産業関係者の理解と参画を得ながら、地域で行われている生物多様性保全の取組を推進する。なお、情報発信にあたっては情報を受け取る対象ごとに整理する。

【地方農政局・森林管理局】

- ・ 地方農政局・森林管理局は、「農林水産省生物多様性戦略」に係る取組を積極的に実施する。
- ・ 農林水産省における生物多様性の保全活動が地域住民にとって身近になるような取組を推進する。

【関係省庁】

- ・ 国（本省）は、関係省庁の地方出先機関が連携して「農林水産省生物多様性戦略」に係る取組を推進することを後押しするため、各省庁が自身の施策にとどまらず、SDGs及びポスト2020目標の達成に資する連携を進めることを推進する。

【農研機構等】

- ・ 国（本省）は、農研機構等が「農林水産省生物多様性戦略」に係る取組に対し技術的な助言、指導を行うとともに、農林水産分野における生物多様性に関する試験研究・技術開発を行い、現場での取組に貢献するように国（本省）と連携を進めることを推進する。

【民間企業・地方自治体・NPO】

- ・ 国（本省）は、民間企業・地方自治体・NPOが、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を事業活動、自治体の運営及び地域の環境保全活動など、各主体の本業において活用するように促す。

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ①組織の概要

締約国が設立した政府間組織であるIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム：Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）では、科学的見地から、生物多様性や生態系サービスの現状や変化を評価し、政策提言を含む報告書を作成。

IPBESの概要

- 正式名称
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム
Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services
- 組織形態
独立した政府間組織（参加国が設立）
- 目的
生物多様性や生態系サービス※の現状や変化を科学的にアセスメントし、政策提言を含む報告書を作成（生物多様性版のIPCC）
※ 生態系サービスとは、「自然からの恵み」であり、供給（食料、燃料、水など）、調節（気候、土壌保全、病害虫抑制など）、文化（精神的、審美的価値など）、基盤（土壌形成、光合成など）の4分類で説明される。
- 実施方法
アセスメントのテーマ※ごとに公募で選出された世界レベルの自然科学者・社会科学者等が、既存の論文等の知見を集約

※ 例えば、土地劣化と再生など



出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ②IPBESの実施するアセスメントの実施状況

完成したもの

- 2016 : ・ 生物多様性・生態系サービスのシナリオ・モデルの方法論のアセスメント報告書
(シナリオ(仮定的状況)とモデル(現象の関係性を簡略化して表したもの)による将来予測の有用性・使い方を評価)
- ・ 花粉媒介・食料生産に関するアセスメント報告書
(野生動植物種の多くがミツバチ等の花粉媒介に頼っているが、その出現頻度や多様性が低下している地域があること等を評価)
- 2018 : ・ 生物多様性・生態系サービスに関する地域別アセスメント報告書
(アジア・オセアニア地域では森林面積に増加傾向が見られる一方で海洋の生物多様性が劣化している状況等を評価)
- ・ 土地劣化と再生に関するアセスメント報告書
(人間活動による陸地の劣化が人々の福利に悪影響を与えていること等を評価)
- 2019 : ・ 生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書

今後開始されるもの(完成予定年)

- 2022 : ・ 自然とその恵みに関する多様な価値評価に関する方法論のアセスメント報告書
- ・ 野生種の持続可能な利用に関するアセスメント報告書
- 2023 : ・ 侵略的外来種に関するアセスメント報告書

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ③地球規模評価報告書(2019)の概要

自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす要因は過去50 年間に加速。

このまでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的目標は達成できず、目標達成向けには（間接要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。」

※自然がもたらすもの（Nature's contributions to people）は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響含まれている。

IPBES地球規模評価報告書（2019）のポイント

1. 自然がもたらすもの（NCP）※は世界的に劣化。

2. 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている。

<直接的な要因>

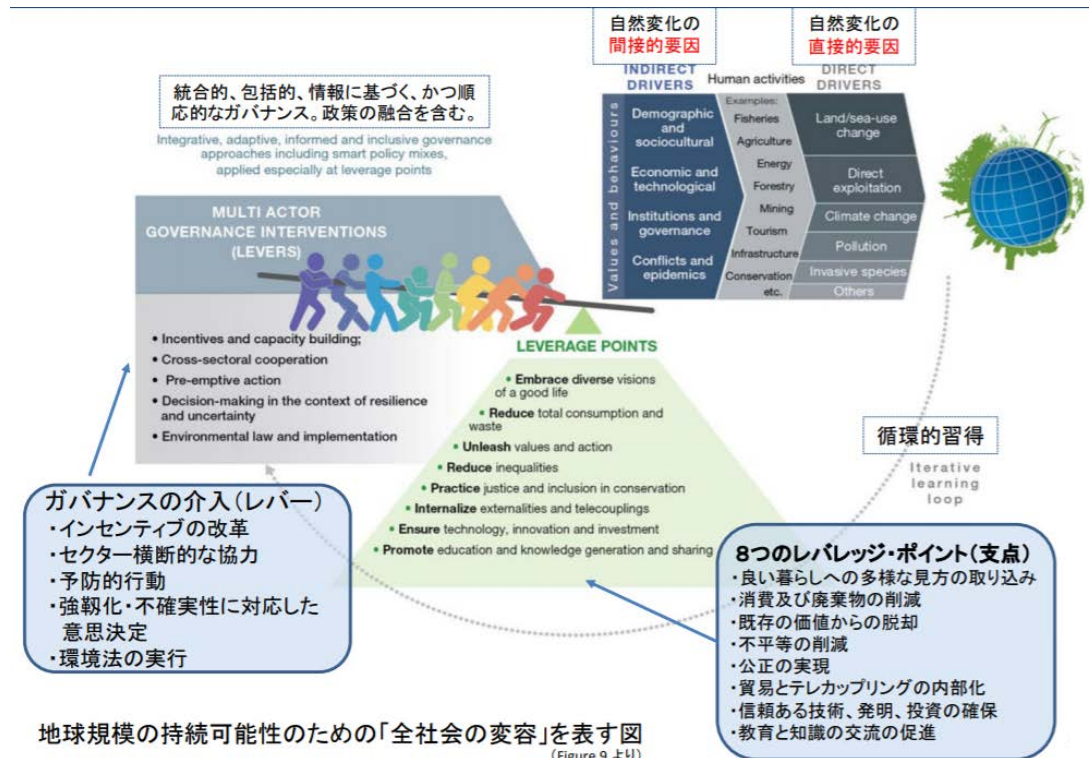
①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入

<間接的な要因>

①生産・消費パターン、②人口動態、③貿易、④技術革新、⑤地域から世界的な規模でのガバナンス

3. このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容（transformative change）により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

4. 社会変容（transformative change）を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。



出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ③地球規模評価報告書(2019)の概要(つづき)

地球規模評価報告書では、愛知目標の20の目標を53の要素に分け、その進捗を評価。
地球規模で十分な進捗が見られたとするgoodは53項目中5項目に留まる。

愛知目標の進捗率

愛知目標の20の目標を53の要素に分けた場合の進捗率

※ 参考として、2014年時点の中間評価（GB04：地球規模生物多様性概況第4版 SBSSTA）を青文字で記載（56要素に分けた進捗率）

「poor」

進捗がほぼ無い、全く無い

20/53 (15/56)

「moderate」

進捗は見られるが不十分、十分な進捗が一部側面や地域に限られる

19/53 (33/56)

「good」

地球規模で十分な進捗傾向

5/53 (5/56)

「unknown」

情報不足

9/53 (3/56)

Goal	Target	Target element (abbreviated)	Poor	Moderate	Good
A. Address the underlying drivers	1.1	Awareness of biodiversity			
	1.2	Awareness of steps to conserve			
	2.1	Biodiversity integrated into planning			
	2.2	Biodiversity integrated into accounting			
	2.3	Biodiversity integrated into reporting			
	3.1	Harmful subsidies eliminated and reformed			
	3.2	Positive incentives developed and implemented			
	4.1	Sustainable production and consumption			
	4.2	Use within safe ecological limits			
	5.1	Habitat loss at least halved			
B. Reduce direct pressures	5.2	Degradation and fragmentation reduced			
	6.1	Fish stocks harvested sustainably			
	6.2	Recovery plans for depleted species			
	6.3	Fisheries have no adverse impact			
	7.1	Agriculture is sustainable			
	7.2	Aquaculture is sustainable			
	7.3	Forestry is sustainable			
	8.1	Pollution not detrimental			
	8.2	Excess nutrients not detrimental			
	9.1	Invasive alien species prioritized			
C. Improve biodiversity status	9.2	Invasive alien pathways prioritized			
	9.3	Invasive species controlled or eradicated			
	9.4	Invasive introduction pathways managed			
	10.1	Pressures on coral reefs minimized			
	10.2	Pressures on vulnerable ecosystems minimized			
	11.1	10 per cent of marine areas conserved			
	11.2	17 per cent of terrestrial areas conserved			
	11.3	Areas of importance conserved			
	11.4	Protected areas, ecologically representative			
	11.5	Protected areas, effectively and equitably managed			
D. Enhance benefits to all	11.6	Protected areas, well connected and integrated			
	12.1	Extinctions prevented			
	12.2	Conservation status of threatened species improved			
	13.1	Genetic diversity of cultivated plants maintained			
	13.2	Genetic diversity of farmed animals maintained			
	13.3	Genetic diversity of wild relatives maintained			
	13.4	Genetic diversity of valuable species maintained			
	13.5	Genetic erosion minimized			
	14.1	Ecosystems providing services restored and safeguarded			
	14.2	Taking account of women, IPLCs, and other groups			
E. Enhance implementation	15.1	Ecosystem resilience enhanced			
	15.2	15 per cent of degraded ecosystems restored			
	16.1	Nagoya Protocol in force			
	16.2	Nagoya Protocol operational			
	17.1	NBSAPs developed and updated			
	17.2	NBSAPs adopted as policy instruments			
	17.3	NBSAPs implemented			
	18.1	ILK and customary use respected			
	18.2	ILK and customary use integrated			
	18.3	IPLCs participate effectively			
	19.1	Biodiversity science improved and shared			
	19.2	Biodiversity science applied			
	20.1	Financial resources for Strategic Plan increased			

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(1) IPBES ④ IPBES等による生物多様性及び生態系サービスの評価

IPBESの評価報告書に記載された主な課題

※ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services 生物多様性及び生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、政策提言を含む報告書を作成

・ アジア・オセアニア地域評価報告書（2018）

保護地域や森林面積に増加傾向が見られる一方で、海洋の生物多様性が劣化している

・ 土地劣化と再生評価報告書（2018）

自然資源から利益を得ている先進国や都市生活者の多くが土地劣化の影響を直接受けていないため、全世界の行動につながっていない（テレカップリング）

・ 地球規模評価報告書（2019）

自然がもたらすものは世界的に劣化し、自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は過去50年間に加速。目標達成に向けては（間接的な要因に働きかける）経済・社会・政治・科学技術における横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

直接的な要因：(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入

間接的な要因：(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

生物多様性条約における評価及び情報整理等

・ 生物多様性と気候変動に関する科学技術的な情報（2019）

生物多様性と気候変動に関する科学技術的な情報について、IPCC報告書等の記述をSBSTTA23の会合文書として条約事務局がとりまとめた。

・ 地球規模生物多様性概況第5版（GB05） 現在作成中

IPBES地球規模評価報告書、第6回国別報告書等をもとに愛知目標の達成状況の評価を行う。

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (Sustainable Development Goals - 持続可能な開発目標 -)

- **国連総会 (2015)**

SDGsを採択。世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲット。

- **SDGs “Wedding cake”** The Stockholm EAT Food Forum (2016 Stockholm Resilience Centre)

SDGsの17のゴールを階層化したとき、「環境」は他のゴールの土台となる。

「環境」から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成り立っており、「環境」を持続可能なものとしなければ他のゴールの達成は望めない。

出典：<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

- **ネクサス・アプローチ (Nexus approach)**

課題解決に当たって、部門別の縦割りアプローチではなく、複数部門の相互の関係性を考慮して、シナジーやコベネフィットの最大化、トレードオフの最小化をはかりながら、一貫性のある施策を検討する方法。

- **国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム (2020年7月)**

「行動の加速化と変革の道筋：持続可能な開発に向けた行動と遂行に向けた10年の実現」をテーマとしつつ、同時に、COVID-19のパンデミックにおける、SDGs達成のあり方についても議論。

※キーワード：「Build Back Better (再建はより良いものに)」「New Normal (新しい日常)」

※6つの分野（福祉の向上、食料システムの見直し、環境保護、持続可能なエネルギー、都市・地方開発、誰一人取り残さない成長）

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標(SDGs) つづき

SDGsは、第70回国連総会(2015/9/25)で採択された17の「持続可能な開発目標」であり、生物多様性の愛知目標は、全ての SDGs に関係している。

愛知目標と対応するSDGs

戦略目標	愛知目標	対応するSDGs
戦略目標A 生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する	目標1：生物多様性の価値と行動の認識	4 質の高い教育をみんなに 12 つくば未来 消費の責任
	目標2：生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込	1 貧困をなくそう 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と経済発展の推進 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
	目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用	14 海の豊かさを守ろう
	目標4：持続可能な生産・消費計画の実施	2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも 経済成長も 9 産業と経済発展の推進 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくば未来 消費の責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
戦略目標B 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する	目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少	7 持続可能なエネルギー 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
	目標6：水産資源が持続的に漁獲	1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも 経済成長も 12 つくば未来 消費の責任 14 海の豊かさを守ろう
	目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理	1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも 経済成長も 12 つくば未来 消費の責任 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
	目標8：汚染を有害でない水準へ	3 持続可能な健康をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくば未来 消費の責任 14 海の豊かさを守ろう
	目標9：侵略的外来種の制御・根絶	15 陸の豊かさも守ろう
	目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化	14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう

出典：持続可能な開発目標（SDGs）ステークホルダーズ・ミーティング第9回会合（平成31年3月） 環境省発表資料をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(2) 持続可能な開発目標(SDGs) つづき

愛知目標と対応するSDGs

戦略目標	愛知目標	対応するSDGs
戦略目標C 生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。	目標 1 1 : 陸域の 17%、海域の 10% を保護地域等へ	   
	目標 1 2 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止	 
	目標 1 3 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化	 
戦略目標D 生物多様性及び生態系サービスから得られるすべての人のための恩恵を強化する。	目標 1 4 : 自然の恵みの提供・回復・保全	         
	目標 1 5 : 劣化した生態系の 15% 以上の回復	      
	目標 1 6 : ABS に関する名古屋議定書の施行・運用	  
戦略目標E 参加型計画立案、知識管理及び能力構築を通じて実施を強化する。	目標 1 7 : 国家戦略の策定・実施	    
	目標 1 8 : 伝統的知識の尊重・主流化	   
	目標 1 9 : 関連知識・科学技術の改善	     
	目標 2 0 : 資金資源を顕著に増加	 

出典：持続可能な開発目標（SDGs）ステークホルダーズ・ミーティング第9回会合（平成31年3月） 環境省発表資料をもとに作成

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト

● B. 2050 ゴールの概要

ゴールA
生態系・種・遺伝的多様性

自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも〔X%〕増加することで、すべての種の健全かつレジリエントな個体群が支えられるとともに絶滅のおそれのある種の数が〔X%〕減少するほか、遺伝的な多様性が維持されている。

ゴールB
保全と持続可能な利用により、
自然がもたらすもの（NCP）
を評価・維持・強化

保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの（NCP）が高く評価され、維持され、もしくは強化され、すべての人々の便益のために世界的な開発アジェンダを支えている。

ゴールC
遺伝資源の利用から生じる利
益が公正かつ衡平に配分

遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分されている。

ゴールD
実施手段の利用可能性の確
保

枠組のすべてのゴールとターゲットを達成するための実施手段が利用可能になっている。

出典：Convention on Biological Diversity（CBD）：Draft monitoring framework for the post-2020 global biodiversity framework for review 2020年6月（仮訳）

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(a) 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット1

陸域/海域の〔50%〕以上を空間計画下に置き、自然生態系の〔x%〕再生を可能にする。

2030年までに、陸域及び海域の〔50%〕が地球規模で土地／海の利用の変化を扱う空間計画の下にあることにより、ほとんどの既存の手つかずの地域及び原生自然が保持されるとともに、劣化した淡水域、海域及び陸域の自然生態系及びそれら生態系間の連結性の〔X%〕の再生が可能になる。

ターゲット2

陸域/海域重要地域を中心に〔30%〕保護

2030年までに、保護地域及びその他の効果的な地域をベースとした保全手段（OECM）の良好に連結された効果的なシステムを通じて、生物多様性にとって特に重要な地域を中心に地球の少なくとも30%を保護及び保全する。

ターゲット3

種の回復・保全、野生生物との軋轢〔x%〕減

2030年までに、野生の動植物種の回復及び保全を可能にするための積極的な管理の行動を確保するとともに、人と野生生物の軋轢を〔X%〕削減する。

ターゲット4

種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

2030年までに、野生の動植物種の採取、取引及び利用が合法的で、持続可能な水準にあり、更に安全であることを確保する。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(a) 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット5

外来生物 侵入率[50%]減減
少、優先度の高い地域での影響
[50%]減少

2030年までに、侵略的外来種（IAS）の侵入経路を管理し、及び可能なところでは制御することで、新規の侵入率の〔50%〕の減少を達成するとともに、IASの影響をなくす又は減少させるために、優先度の高い場所で少なくとも〔50%〕削減するなど、IASを根絶、防除及び管理を行う。

ターゲット6

過剰栄養[x%]、殺生物剤[x%]、
プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染
物の人及び生物多様性に有害とな
らない範囲までの低減

2030年までに、過剰栄養の〔x%〕、殺生物剤の〔x%〕、プラスチック廃棄物の〔x%〕の削減を含め、すべての汚染源からの汚染を生物多様性と生態系の機能及び人の健康にとって有害とならない水準まで低減する。

ターゲット7

NbS、EbAによる緩和・適応、防
災・減災の増加

2030年までに、レジリエンスを確保するとともに生物多様性へのいかなる負の影響も最小化しつつ、自然を活用した解決策（NbS）及び生態系を活用したアプローチによる気候変動の緩和及び適応と防災・減災への貢献を増大させる。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(b) 人々の要請に応える

ターゲット8

種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保

2030年までに、野生の動植物種の持続可能な管理を介して人々、特に最も脆弱な人々のための、栄養、食料安全保障、生計、健康及び福利を含む、便益を確保する。

ターゲット9

農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]縮小

2030年までに、農業生態系及び他の管理された生態系の保全と持続可能な利用を通じて、これらの生態系における生物多様性の生産性、持続可能性及びレジリエンスを支えることで、生産性のギャップを少なくとも[50%] 縮小させる。

ターゲット10

NbS、BbAにより[x百万人] にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献

2030年までに、自然を活用した解決策(NbS) 及び生態系を活用したアプローチが、少なくとも[XXX] 百万人にとっての、大気質、災害や異常事象、及び水の質及び量の調節に貢献することを確保する。

ターゲット11

緑地、親水空間へのアクセス[100%] 増

2030年までに、特に都市部の居住者について緑地空間／親水空間へのアクセスを持つ人々の割合を少なくとも[100%] 増加させるなどして、生物多様性及び緑地空間／親水空間がもたらす健康及び福利上の便益を増加させる。

ターゲット12

ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[X]増加

2030年までに、遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセス及びそれらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを通じ、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために配分される利益を[X] 増加させる。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(c) 実施のためのツールと解決策及び主流化

ターゲット13

計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合

2030年までに、生物多様性の価値をあらゆるレベルにおける政策、規制、計画、開発プロセス、貧困削減戦略及び会計に統合することで、生物多様性の価値がすべてのセクターにわたって主流化されるとともに環境影響の評価に組み込まれることが確保される。

ターゲット14

持続可能な生産、サプライチェーンにより、生物多様性への負の影響 [50%] 低減

2030年までに、生産慣行とサプライチェーンの持続可能性を確保することで、生物多様性への負の影響を少なくとも[50%]低減することを達成する。

ターゲット15

持続不可能な消費パターンをなくす

2030年までに、個人や国の文化的・社会経済的条件を考慮しつつ、世界中の人々が生物多様性の価値を理解・評価し、2050年の生物多様性ビジョンに沿った責任ある選択を行うことにより、持続不可能な消費パターンをなくす。

ターゲット16

バイオセーフティー措置の確立・実施により影響を[x]削減

2030年までに、バイオテクノロジーによる生物多様性及び人の健康に対する潜在的な悪影響を防止、管理又は制御するための措置を確立及び実施することにより、これらの影響を [X] 減少させる。

2. 生物多様性に係る国際動向

(3) ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフト(つづき)

● D(c) 実施のためのツールと解決策及び主流化

ターゲット17

最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性に有益性又は中立性の確保

2030年までに、公共及び民間の経済的及び規制的なものを含む奨励措置が生物多様性にとって有益又は中立なものとなることを確保しつつ、最も有害な補助金の[X]削減を含め、生物多様性にとって有害な奨励措置の転用、目的の変更、改革又は撤廃を行う。

ターゲット18

国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力

2030年までに、ポスト2020生物多様性枠組のゴール及びターゲットの野心度に見合う新規で追加的かつ効果的な資金によって、国際及び国内のあらゆる財源からの資金を[X%]増加させるとともに、同枠組を実施するための需要を満たすために能力構築の戦略、技術移転及び科学協力を実施する。

ターゲット19

啓発、教育、研究により、YKを含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保

2030年までに、啓発、教育及び研究の推進を介して、意思決定者及び一般市民が、伝統的知識を含む質の高い情報を生物多様性の効果的な管理のために利用できるようにする。

ターゲット20

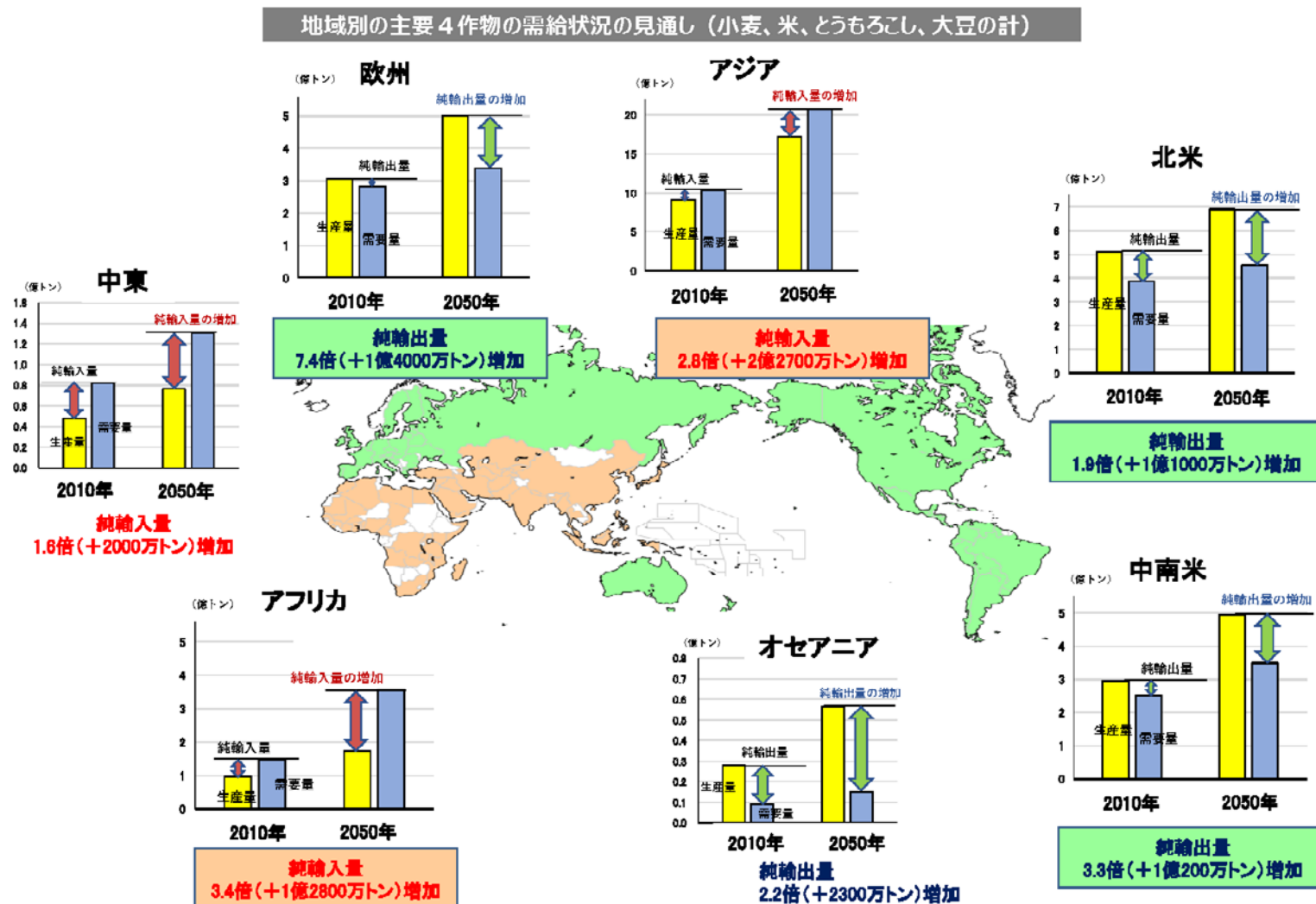
生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

2030年までに、国内の状況に応じて、生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加を確保するとともに関連する資源に対する先住民及び地域社会、女性及び女子並びに青年の権利を確保する。

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(1) 2050年における世界の食料需給の見通し

- 人口増加と経済発展により2050年の世界の食料需要量は2010年比1.7倍となる。特に、低所得国の伸びが大きい。
- 食料需要の増加に対応して、穀物の生産量は2010年比1.7倍、油糧種子は1.6倍に増加する。
- 我が国の主要農作物の輸入先である北米、中南米、オセアニア、並びに欧州では、経済発展に伴う農業投資の増加により生産量、純輸出量が更に増加する。
- アジアでは米の生産量、輸出量は増加するが、食生活の多様化等に伴い小麦、大豆の需要量が増大し輸入量が増加する。



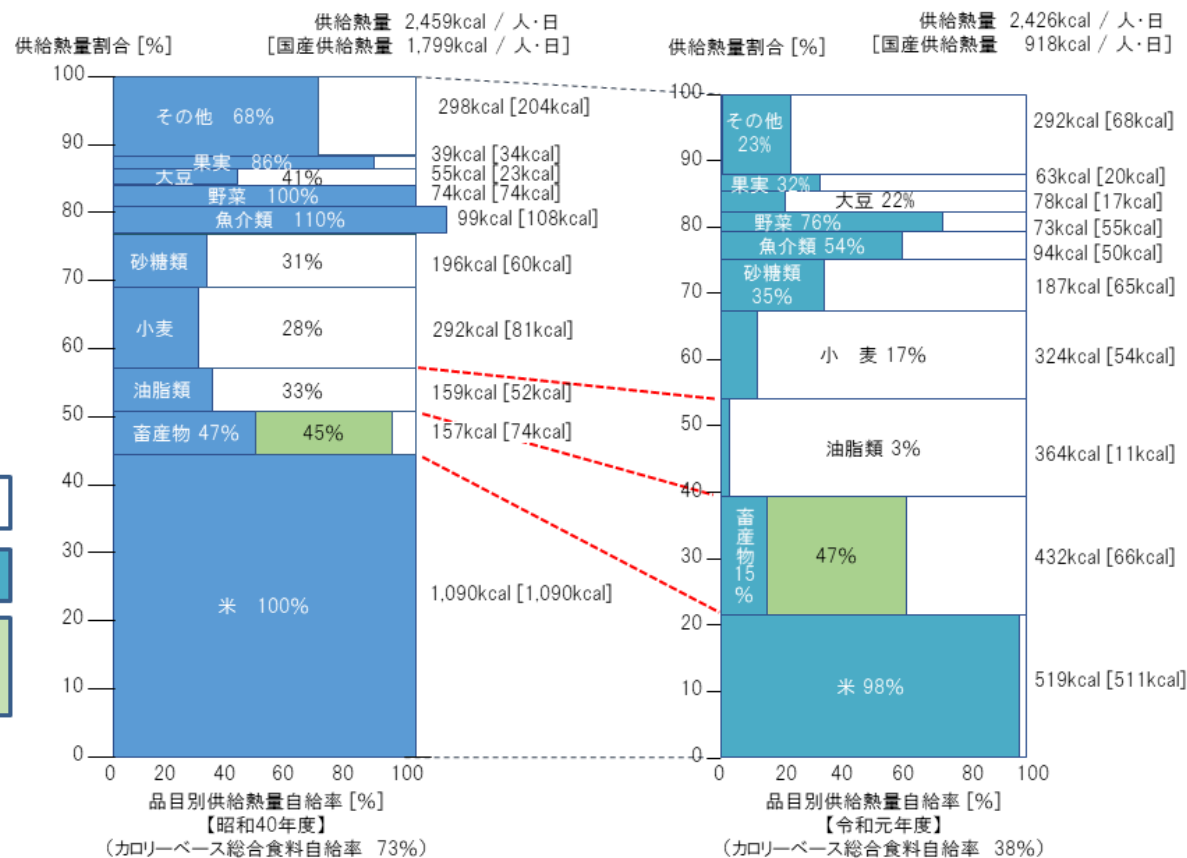
注1: 純輸出入量は生産量と需要量の差により算出しており、純輸出入量がプラスの時は輸出、マイナスの時は輸入となる。
 注2: 色つきの国は、本見通しの対象国である。そのうち、緑色は2050年において輸出超過となる地域の国であり、橙色は輸入超過となる地域の国である。

出典: 2050年における世界の食料需給見通し（農林水産省 令和元年9月）

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ①食料自給率

長期的に食料自給率が低下してきた主な要因としては、食生活の多様化が進み、国産で需要量を満たすことのできる米の消費が減少した一方で、飼料や原料の多くを海外に頼らざるを得ない畜産物や油脂類等の消費が増加したことによる。



出典：農林水産省「食料需給表」

図表 1-1-5 食料国産率（平成30（2018）年度）

	（単位：％）	
	供給熱量ベース	生産額ベース
食料国産率	46（37）	69（66）
畜産物の食料国産率	62（15）	68（56）
牛肉	43（11）	64（56）
豚肉	48（6）	56（43）
鶏卵	96（12）	96（65）
飼料自給率	25	

資料：農林水産省作成
注：1）（ ）内の数値は、飼料自給率を反映した総合食料自給率の数値
2）飼料自給率は、粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量（TDN）に換算して算出

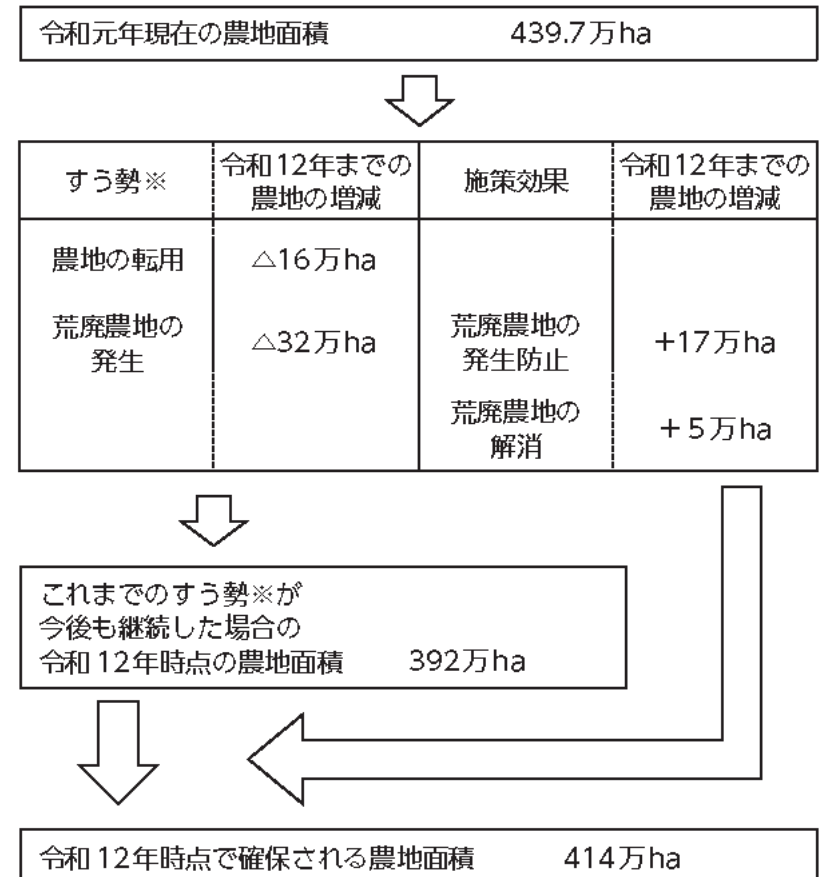
出典：令和元年度食料・農業・農村白書（令和2年6月）

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ②農業就業者数、農地面積の展望

- 令和2年3月閣議決定された食料・農業・農村基本計画と併せて、農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営の展望等が策定されている。
- 2030年における農地面積の見込みは2019年の439.7万haから
(これまでのすう勢が継続した場合)
392万ha
(農地転用16万ha減、荒廃農地の発生32万ha減)
(適切な対策を講じた場合)
414万ha
(荒廃農地発生防止17万ha増、荒廃農地解消5万ha増)

図表 特1-12 農地面積の見通し



資料：農林水産省作成

注：すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み

出典：令和元年度食料・農業・農村白書（令和2年6月）

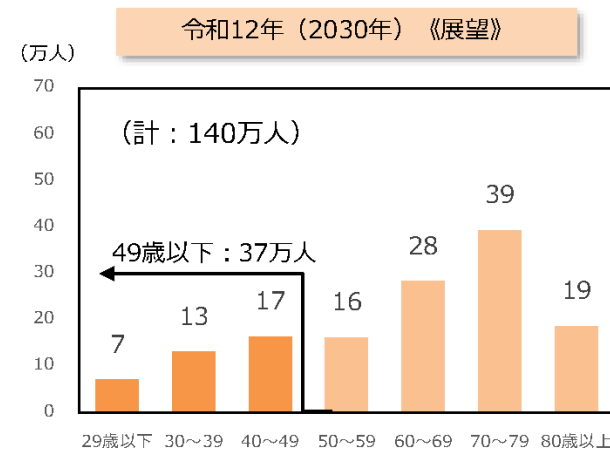
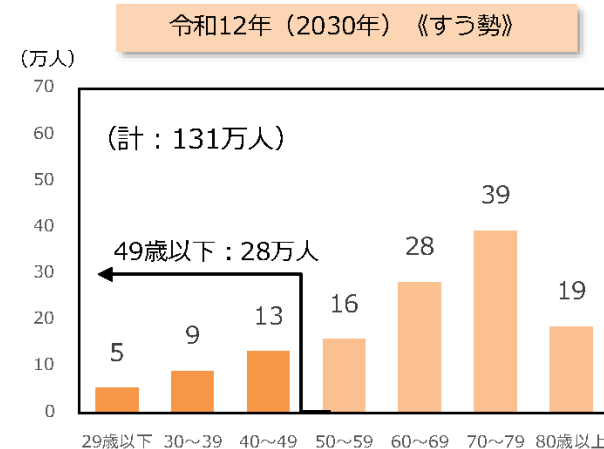
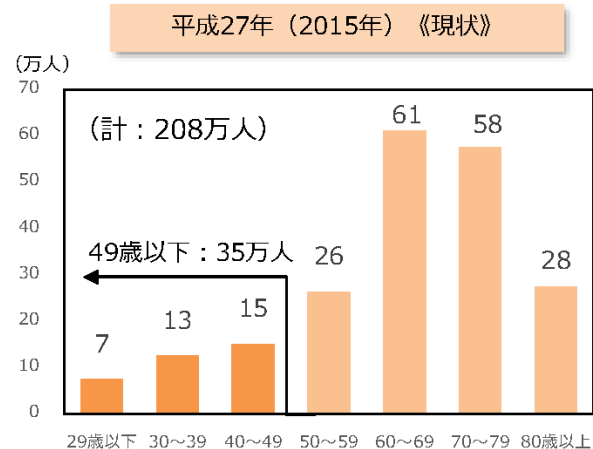
3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ②農業就業者数、農地面積の展望(つづき)

農業就業者（基幹的農業従事者、雇用者（常雇い）及び役員等（年間150日以上農業に従））について、近年のすう勢を基に試算を行い、これまでの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12（2030）年に131万人、そのうち49歳以下は28万人と見通されますが、持続可能な農業構造が実現するよう、農業の内外からの青年層の新規就農を促進し、減少が続く基幹的農業従事者（49歳以下）の数を維持するとともに、雇用者（常雇い・49歳以下）が平成22（2010）年から平成27（2015）年までの1/2程度の増加ペースで増加すること等を前提とすれば、農業就業者数は、令和1（2030）年に140万人、そのうち49歳以下が37万人となります。

農業労働力の見通し

農業就業者数の試算



出典：農業構造の展望（令和2年3月）、令和元年度食料・農業・農村白書（令和2年6月）

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ③食料安全保障上のリスク

我が国の食料供給に関する国内外の様々なリスク一覧（対象品目：米、小麦、大豆、飼料用とうもろこし、畜産物及び水産物）

国内におけるリスク

一時的・短期的に発生するリスク

生産面

- 大規模自然災害や異常気象
- 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫（国内におけるCSFの発生）
- 新型コロナウイルスのような新たな感染症
- 食品の安全に関する事件・事故

流通面

- 食品等のサプライチェーンの寸断
- 新型コロナウイルスのような新たな感染症

既に顕在化しつつあるリスク

生産面

- 地球温暖化等の気候変動

海外におけるリスク

一時的・短期的に発生するリスク

生産面

- 大規模自然災害や異常気象
- 家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫（中国におけるASFの発生）
- 新型コロナウイルスのような新たな感染症
- 食品の安全に関する事件・事故

流通面

- 港湾等での輸送障害
- 輸出国*の政情不安・テロ
- 輸出国における輸出規制
- 輸出国間の紛争
- 輸出国-輸入国*間の通商摩擦
- 為替変動
- 石油等の燃料の供給不足
- 新型コロナウイルスのような新たな感染症

既に顕在化しつつあるリスク

生産面

- 地球温暖化等の気候変動
- 肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫
- 遺伝資源の入手困難
- 水需給のひっ迫
- 単収の伸び率の鈍化
- 水産資源の変動

需要面

- 人口増加に伴う食料需要増加
- バイオ燃料向け需要の増加
- 新興国との輸入の競合

(*) 海外におけるリスクの「輸出国」「輸入国」は、世界の穀物等の貿易における主要輸出国・主要輸入国を指す。

将来悪化する可能性が高いリスクや、近年国際情勢の変化に伴い出現したリスクも存在することから、これらのリスクに対する重点的な監視と、対応策の定期的な検証を実施していく必要がある。なお、新型コロナウイルスについては、現在、政府全体で対応しているところであり、今後、当該感染症による食料供給への影響の実態も踏まえた新たな感染症等によるリスクについて調査・分析を行い、中長期的な課題や取り組むべき方向性を議論する予定としている。

出典：食料の安定供給に係るリスク分析・評価～諸外国と比較した我が国の食料安全保障政策の点検～（農林水産省 令和2年3月）

3. 食料の安定的な供給に関する動向

(2) 日本の農林水産業の現状と課題 ④持続可能性に配慮した調達コード(東京2020オリンピック・パラリンピック)

日本の食料自給率は38%※であり、将来にわたって食料を確保するためには、国内農業の生産拡大とともに、食料の輸入を安定的に行うことが重要です。

※令和元年度カロリーベース

特に大豆はそのほとんど、パーム油はその全量を輸入に頼っていますが、これらの作物が栽培されている地域の一部では、農地拡大のための森林減少や土地劣化が大きな問題となっています。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて提供される物品やサービスについては、持続可能性に配慮した調達を行うことが義務づけられており、この取組がレガシーとして広く社会に定着することが期待されています。

持続可能性に配慮した調達コード ～東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会～

本調達コードは、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うために策定したもので、調達する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法で構成しています。また、調達コードの一部として、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油の個別基準を策定しています。

持続可能性に配慮した農産物の調達基準（概要）

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全	・ ASIAGAP、GLOBALG.A.P.認証 ・ 組織委員会が認める認証スキームによる認証（JGAPなど） ・ 農林水産省作成のガイドラインに準拠したGAPに基づく生産と公的機関による確認	・ 有機農業により生産 ・ 障がい者が主体的に携わって生産 ・ 世界農業遺産や日本農業遺産などの認定地域で生産 ・ 国産農産物を優先的に選択

なお、要件を満たすことの確認が困難な場合、海外産の農産物については、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達。

出典URL <https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(1) 全体概要

- 2050年までに、EU域内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す共通目標。
- 2019年12月の欧州委員会にて合意。（ポーランドは実施について留保）
- 目標の達成に向け、各分野（エネルギー、産業、運輸、農業、生物多様性等）における具体的な活動のロードマップを提示。



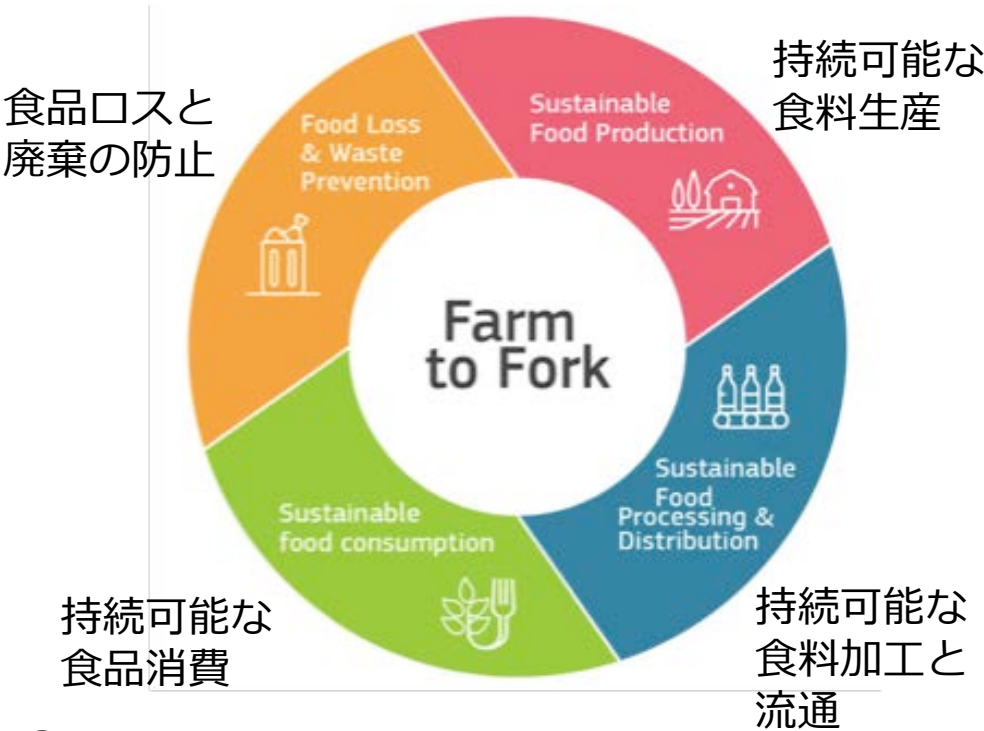
出典：欧州グリーン・ディール (https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/european-green-deal-communication_en.pdf)

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(2) Farm to Fork (農場から食卓まで) 戦略 2020年5月20日発表

- 欧州グリーン・ディールの構成要素のひとつである、持続可能な食料システムのための戦略。
- 野心的な数値目標を掲げ、法制化等を含む実施方策について、今後欧州議会・理事会での議論を踏まえた上で決定される模様。
- 環境への積極的な対応とともに、EUの持続可能な食料システムを国際基準にすることが目的

サプライチェーン全体で取組む



野心的な数値目標

項 目	2030年目標
・ 化学農薬の使用量とリスク ・ 有害性の高い農薬の使用量	50%削減
肥料からの栄養素（窒素、リン）の流出による損失 → 肥料の使用量	少なくとも50%削減 → 20%削減
家畜と水産養殖業の抗菌性物質の販売量	50%削減
EUの農地面積に占める有機農業の割合	少なくとも25%
小売および消費レベルにおける1人当たりの食品廃棄	50%削減

© European Union, 2020

2020年8月6日「第2回あふの環勉強会」JETRO 大内田氏講演資料を参考に作成

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030

- 新型コロナ感染拡大の最中（2020.5.20）に採択され、「**2030年に向けた戦略**」と「**行動計画**」で構成。
- 2030年までに欧州の生物多様性を回復への道筋に乗せ、人々、気候、地球に利益をもたらすことを目的としており、「**ポスト2020生物多様性枠組**」に関する国際交渉に向けて、EUが貢献するための提案でもある。
- **ポスト新型コロナの文脈**において、野生生物の保護や野生生物の違法取引との戦いを含め、気候変動の影響、森林火災、食糧不安、病気の発生などの将来の脅威に対する**社会の回復力（レジリエンス）を構築することを目的**としている。
- 欧州グリーンディールの中核的な要素と位置付けられ、“Farm to Fork”や“EU投資基準”などと連携し、“**自然と生物多様性**”分野への投資を促し、パンデミック後の緑の回復（グリーン・リカバリー）を支援。

EU生物多様性戦略2030の構成

- 新型コロナの教訓として、**地球の限界を超えない持続可能なサプライチェーンと消費パターンの必要性**を指摘。
- 自然の保護と回復に向けた目標設定にとどまらず、その達成を阻む間接要因の素因となっている貿易や投資等の経済活動のルールにも言及し、“**社会変革**”を実現するための**関連施策を達成目標年を明記した上で提示**。
- 2020年以降の生物多様性と気候変動への対応指針について、**EUが世界をリードしていくための野心的な目標を記載**。

1	生物多様性-緊急行動の必要性			
2	欧州連合における自然の保護と回復	2.1	保護地域の連続的なネットワーク	
		2.2	EUの自然再生計画：陸と海の生態系の再生	
			2.2.1	自然再生のためのEU法的枠組みの強化
			2.2.2	農地に自然を取り戻す
			2.2.3	土地の収奪と土壌生態系の再生への取組
			2.2.4	森林の量を増やし、森林の健全性と回復力を高める
			2.2.5	エネルギー生成のためのWin-Winソリューション
			2.2.6	海洋生態系の良好な環境状態の再生
			2.2.7	淡水生態系の再生
			2.2.8	都市部・都市周辺部の緑化
			2.2.9	汚染の低減
			2.2.10	侵略的外来種への対応
3	社会変革の促進	3.1	新しいガバナンスの枠組	
		3.2	EU環境法の実施と執行の強化	
		3.3	社会全体を対象とした統合的なアプローチの構築	
			3.3.1	生物多様性に関する事業
			3.3.2	投資、価格設定、課税
			3.3.3	自然の価値を測定し、統合する
			3.3.4	知識・教育・技能の向上
4	野心的な地球規模の生物多様性アジェンダを実現するためのEU	4.1	世界的に野心とコミットメントのレベルを高める	
		4.2	EUの野心を促進するための外部行動の活用	
			4.2.1	国際海洋ガバナンス
			4.2.2	貿易政策
			4.2.3	国際協力、近隣政策、資源動員
5	結論			

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

国の経済発展の土台となる生物多様性の回復のため、あらゆる分野との連携や投資を促す経済戦略

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
保護地域の連続的なネットワーク	
追加の保護区と生態系回廊の特定と指定、適切な管理計画、その他の効果的な地域ベースの保全対策と都市緑化がEUの2030年自然保護目標にどのように貢献できるかについての基準と指針	2020
保護地域に関する2030年の目標達成に向けたEUの進捗状況と、追加的な措置が必要かどうか、法律やその他の措置が必要かどうかの評価	2024年までに
EUの自然再生計画	
EUの自然再生目標の提案	2021
現在好ましい状態にない保護種と生息地の少なくとも30%が2030年までにそのカテゴリーに入るようにするための種と生息地の選択に関するガイダンス、または強い正の傾向を示すようにするためのガイダンス	2020
持続可能な農薬使用指令の改正と総合的な有害生物管理の規定の強化	2022
EUの花粉媒介者イニシアチブの見直しと修正の可能性	2020
加盟国のCAP戦略計画が、特にCAP文書とハビタッツ指令の実施を支援しながら、生物多様性戦略と農山漁村戦略の関連目標に対して明確な国の価値観を設定することを確実にするための措置。	2020年現在
2021年～2026年の有機農業のための行動計画	2020
土壌保護のためのテーマ別戦略の見直し	2021
2030年までにEUで少なくとも30億本の追加植林を行うためのロードマップを含む新しいEU森林戦略	2021
欧州森林情報システムのさらなる発展	2020年現在
生物多様性に配慮した植林・再植林と自然に近い森林施業に関するガイドライン	2021
EUと世界のバイオマス需給と関連する持続可能性の評価	進行中

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
EUの自然再生 (つづき)	
エネルギー生産のための森林バイオマス利用の持続可能性に関する研究	2020
エネルギー用森林バイオマスに関する新しい持続可能性基準の運用ガイダンス	2021
間接的な土地利用変動リスクの高いバイオ燃料に関するデータのレビューと、2030年までに段階的に廃止するための道すじの設定	2021
水産資源の保全と海洋生態系の保護のための新たな行動計画	2021
25,000kmに及ぶ自由に流れる河川の修復のためのサイトを特定し、資金を動員するための加盟国への指導と支援	2021
改正された河川流域管理計画における取水・貯水許可の見直しと生態学的流量の回復のための措置に関する加盟国への技術指導	2023
都市・市長との新たな「緑の都市合意」のもと、EU都市緑化プラットフォームを立ち上げる	2021
都市緑化に関する技術指導と、都市緑化計画の策定を含む、加盟国、地方自治体、地域当局のための資金調達と能力構築のための支援	2021
統合栄養管理行動計画	2022
社会変革の促進	
生物多様性ガバナンスの新しい協力ベースの枠組みの有効性の評価と、生物多様性ガバナンスに対する法的拘束力の強化やその他のアプローチの必要性の評価	2023
環境犯罪指令の見直しと改正の可能性	2021
経済的なバリューチェーンにおける人権、環境配慮義務、義務的デューデリジェンスに対応した新しい持続可能なコーポレートガバナンスの取組	2021
生物多様性運動のためのEUビジネスの構築を支援	2020年現在
リニューアルされた持続可能な財務戦略	2020

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(3) EU生物多様性戦略2030 (つづき)

ANNEX 本行動計画で提示された措置は、適切な評価と影響評価を含め、より良い規制の原則に沿って進められているか、または進められる予定

委員会がとるべき主な措置	具体的なスケジュール
社会変革の促進 (つづき)	
生物多様性と生態系の保護と回復に実質的に貢献する経済活動の共通の分類を確立するための分類規則の下での委任行為	2021
生物多様性への配慮をあらゆるレベルの公共およびビジネスの意思決定に統合し、製品や組織の環境フットプリントを測定するための方法、基準および基準	2021
国際的な自然資本会計イニシアティブの推進	2021
生物多様性知識センターの新設	2020
審議会への提言 生物多様性教育を含む環境持続可能性のための教育における協力の促進に関する提言	2021
野心的な地球規模の生物多様性アジェンダを実現するためのEU	
生物多様性条約第15回締約国会議 (CBD COP15) において、2020年以降の生物多様性の野心的な枠組に向けた合意の仲介を行う	2020-21
国の管轄を超えた海域の海洋生物多様性に関する野心的な合意と、南洋の3つの広大な海洋保護区に関する合意を仲介する。	2020年現在
必要に応じてフォローアップを行い、生物多様性に対する貿易協定の影響を評価する。	2020年現在
森林伐採や森林劣化に関連した製品がEU市場に出回るのを回避または最小化するための措置	2021
野生動物の人身売買に反対するEU行動計画の改定	2021
EUの象牙取引ルールのさらなる厳格化を提案	2020
野生生物と主要な生態系を保護するためのナトゥールアフリカの取組	2021年現在

出典：EU Biodiversity Strategy for 2030 and an associated Action Plan (annex) 20.5.2020

4. 欧州グリーン・ディール(European Green Deal)

(4) 気候変動緩和分野のEU投資基準（タクソノミー）の農業メニュー

EU投資基準（タクソノミー（taxonomy））とは、投資決定のための比較可能な情報の分類基準のこと。

EUは2018年3月に、「EUサステナブルファイナンス行動計画」を策定した上で、**脱炭素社会とSDGs達成**に資する環境的に**サステナブルな活動**の定義や基準値を定める「タクソノミー」を策定しているところ。2021年末までに気候変動緩和・気候変動適応・水と海洋資源・循環型経済・汚染削減・生物多様性と生態系に関する6つの環境上の目的を提示し、基準を完成予定（先行して気候変動緩和と気候変動適応は2020年3月に詳細な基準の最終報告が公表された。タクソノミーは欧州議会で2020年6月採択、7月施行）。これら6つの環境目的のうち1つ以上に貢献し、他の環境目的に著しい悪影響を及ぼさないか等で判断。

気候変動緩和分野の基準では、既存の産業分類を基に8つの部門（**林業、農業**、製造業、電力・ガスの供給、水、運輸、ICT、建物）が示されており、それぞれさらに細かい基準が設定されている（例：自動車産業の「ゼロ・エミッション」）。

→林業、農業部門における具体的な活動事例（必須の管理）は以下のとおり。

多年生作物の栽培

カバークロップの播種（農地の75%以上、露出土壤の削減）、土壌圧縮の防止（特に湿潤土壌）、深耕の回避、土壌診断に基づく施肥設計、低生産性農地の森林化（炭素隔離及び土壌侵食の防止）、ポストハーベストロス※の最小化

※ポストハーベストロス：収穫から消費までの過程において、病虫害や貯蔵管理等に起因する様々な損失のこと。

森林

- ・植林、再植林
- ・森林復旧、復元
- ・既存の森林管理

非多年生作物の栽培

輪作体系の確立（5種類以上）、カバークロップの播種（農地の75%以上、露出土壤の削減）、土壌圧縮の防止（特に湿潤土壌）、土壌診断に基づく施肥設計、深耕の回避、水田の浅水管理、水田の中干し、ポストハーベストロスの最小化



家畜飼養

家畜の健康管理（分娩時の衛生環境の改善、精液選択による CH_4 ・ NH_4 の削減）、飼料添加物の調整（脂質、硝酸塩、3NOP等による CH_4 の削減）、家畜排せつ物の被覆、液状きゅう肥の冷却、家畜排せつ物の堆肥化及び固形排せつ物の適用、牧草地の修復（再播種）、永年牧草地の耕起禁止



出典：Technical Expert Group final report on the EU Taxonomy March 2020

農業分野の気候変動対策は、投資の際に企業を評価する一つの材料となっている。

国際的な動き

ESG投資の拡大

大規模災害等の異常気象による
地球環境への関心の高まり

 SDGs
ゴール12「つくる責任、つかう責任」

持続可能な
環境と経済の好循環の構築が必要

「サステナビリティとは何か。
他の企業や事業者の取組に
ついて知りたい。」

「生産、流通・小売、消費
までサプライチェーン全体
での取組が必要。」

「日々の生活を見直す今こそ
コレクティブインパクトを
発揮すべき。」

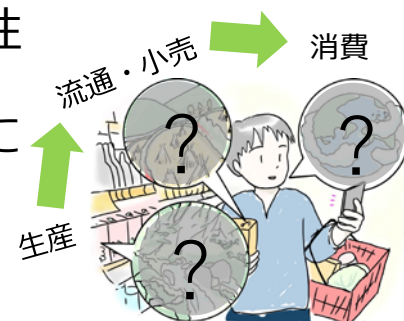
持続可能な消費の実現に向けて

(持続可能な生産消費形態のあり方検討会等)

食品・農林水産物の生産消費

価格や品質以外の要素が
価値向上につながる可能性

サプライチェーンの延長に
より農場から食卓までの
様々な取組が見えにくい



新型コロナ危機をきっかけに
消費者の気づき

「自分達の生活は誰かの活動で支えられている」

あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～

農林水産省
環境政策室

あふの環プロジェクト プロジェクトメンバー一覧(2020年8月27日時点)

計72社・団体等

会社名・団体名・農園名、部署名	本社所在地
農業	
みのり農園	滋賀県
O2Farm	熊本県
白雪農園	富山県
とば実	三重県
トキタ種苗株式会社	埼玉県
株式会社 徳松	徳島県
Three little birds 合同会社	千葉県
株式会社森の環	富山県
有限会社 かごしま有機生産組合	鹿児島県
製造業	
井関農機株式会社	愛媛県
合同会社 ovgo	東京都
雪印メグミルク株式会社	東京都
開屋本舗 株式会社	大阪府
ネスレ日本株式会社	兵庫県
アスカ物産株式会社	東京都
キリンホールディングス株式会社	東京都
昭和産業株式会社	東京都
日清食品ホールディングス株式会社	大阪府
株式会社J-オイルミルズ	東京都
エスビー食品株式会社	東京都
株式会社まるや八丁味噌	愛知県
不二製油グループ本社株式会社 PBFS事業部門	大阪府
日本水産株式会社	東京都
ハウス食品グループ本社株式会社	東京都
味の素株式会社	東京都
江崎グリコ株式会社	大阪府
GSアライアンス株式会社	兵庫県
日本製紙株式会社	東京都
明治ホールディングス株式会社	東京都
サントリーホールディングス株式会社	東京都
ダウ・ケミカル日本株式会社	東京都
情報通信業	
日本ユニシス株式会社 新事業創出部 PFイノベーション室	東京都
運輸業・郵便業	
日本航空株式会社 ESG推進部／商品・サービス企画本部開発部	東京都
卸売業・小売業	
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都
生活協同組合コープあいち	愛知県
株式会社アースコーポレーション	岩手県
株式会社ビオ・マーケット	大阪府

会社名・団体名・農園名・部署名	本社所在地
卸売業・小売業(つづき)	
株式会社マルホン	静岡県
イオン九州株式会社 コーポレートコミュニケーション部	福岡県
コープデリ生活協同組合連合会	埼玉県
株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都
有限会社ゆうき	千葉県
金融業・保険業	
農林中央金庫	東京都
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社 総合企画部サステナビリティ推進室	東京都
学術研究・専門・技術サービス業	
EY Japan Strategic Impact Unit	東京都
アクセンチュア株式会社	東京都
NPO法人北九州・魚部	福岡県
三菱UFJリサーチ & コンサルティング 自然資源経済・政策室	東京都
生活関連サービス業・娯楽業	
株式会社日本旅行	東京都
教育・学習支援業	
公立大学法人長野県立大学	長野県
日本農業経営大学校	東京都
複合サービス業	
マークコンサルタント株式会社	千葉県
株式会社MOTHEREARTH	東京都
株式会社博報堂 SDGsプロジェクト「EARTH MALL」チーム	東京都
サービス業(他に分類されないもの)	
株式会社 ワイス・ワイス	東京都
株式会社講談社 FRaU	東京都
株式会社小山田コンサルティングファーム	東京都
有限会社グリッドワークスコンサルティング	東京都
一般社団法人 日本農業者ビジネスネットワーク	宮崎県
国際機関、地方公共団体	
国連環境計画 経済局 国際環境技術センター	大阪府
鶴岡市 農林水産部	山形県
その他(協同組合、団体ほか)	
一般社団法人エシカル協会	東京都
日本生活協同組合連合会	東京都
一般社団法人GAP普及推進機構	東京都
一般社団法人日本有機資源協会	東京都
全国農業協同組合中央会(JA全中)	東京都
日本醤油協会	東京都
一般財団法人食品産業センター	東京都
一般社団法人日本協同組合連携機構	東京都
一般財団法人 食品安全マネジメント協会	東京都
みやぎ生活協同組合	宮城県

※分類は日本標準産業分類を参考としている